鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事

図　面　リ　ス　ト			
A－00	図面ﾘｽﾄ、付近見取り図	E-01	電気設備　改修　特記仕様書
A－01	改修特記仕様書－１	E-02	現況、改修　１階　平面詳細図（電気設備工事）
A－02	改修特記仕様書－２	E-03	現況、改修　２階　平面詳細図（電気設備工事）
A－03	改修特記仕様書－３		
A－04	改修特記仕様書－４		
A－05	改修特記仕様書－５		
A－06	配置図		
A－07	現況、改修　仕上げ表－１		
A－08	現況、改修　仕上げ表－２		
A－09	現況　１階　平面図		
A－10	改修　１階　平面図	M-01	機械設備　改修　特記仕様書
A－11	現況　２階　平面図	M-02	凡例・器具表（給排水設備）
A－12	改修　２階　平面図	M-03	改修　平面詳細図（給排水設備）
A－13	現況、改修　１階　天井伏せ図	M-04	現況、改修　１階　平面詳細図（換気設備工事）
A－14	現況、改修　２階　天井伏せ図	M-05	現況、改修　２階　平面詳細図（換気設備工事）
A－15	現況、改修　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図		
A－16	現況、改修　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図		
A－17	現況　１階　展開図		
A－18	改修　１階　展開図		
A－19	現況　２階　展開図		
A－20	改修　２階　展開図		
A－21	現況、改修　建具表		
A－22			
A－23			
A－24			

工事場所：鹿児島県鹿児島市谷山港２丁目４－１

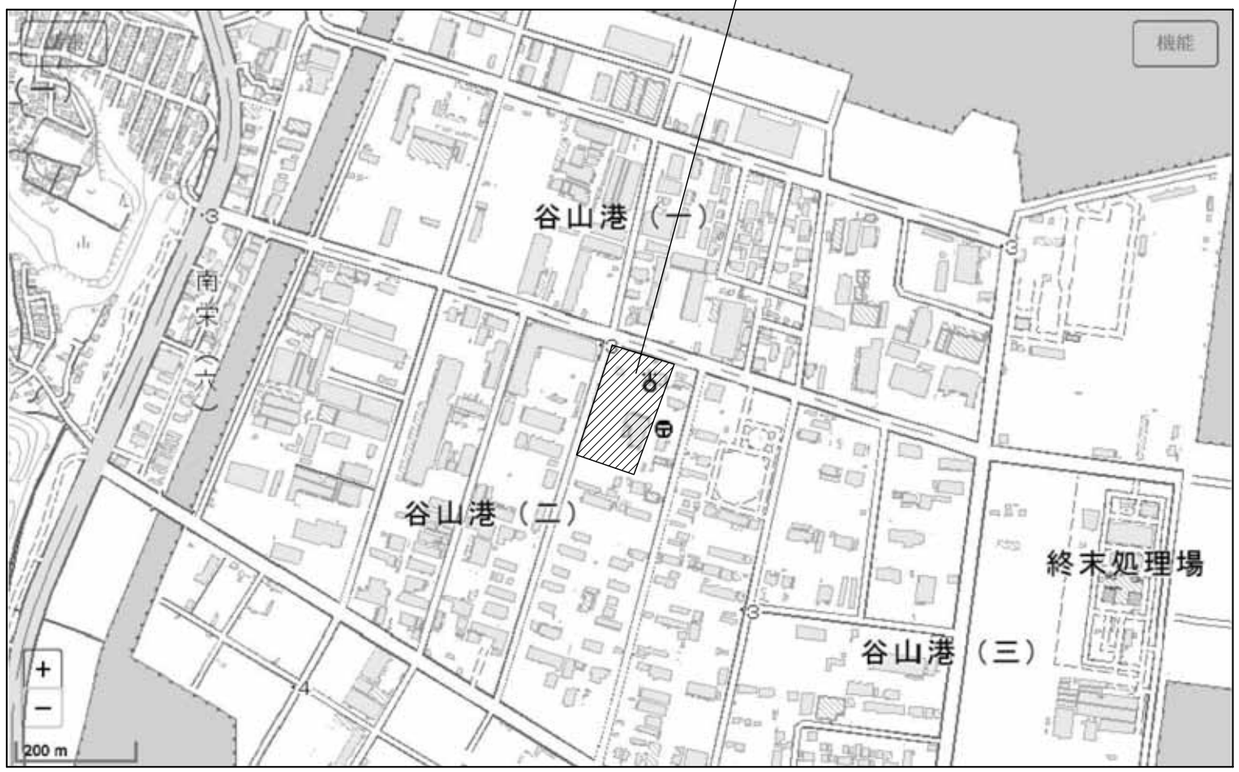

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	図面ﾘｽﾄ、付近見取り図	－(A1) －(A3)		A－00
				日付

鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事

工 事 仕 様 書

Ⅰ 工 事 概 要

1．工 事 場 所　鹿児島県鹿児島市谷山港２丁目４－１

2．敷 地 面 積

3．工 事 種 目

建築主体改修工事	一式
電気設備主体改修工事	一式
機械設備設備主体改修工事	一式

Ⅱ 建築改修工事仕様

1．共 通 仕 様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)（令和４年版［令和４年５月改定］）」(以下、「改修標準仕様書」という)により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（令和４年版［令和４年５月改定］）」（以下、「標準仕様書」という)による

(2)本工事に電気設備、機械設備工事を含む場合の工事特記仕様書は別図による

(3)受注者は完了検査(中間検査を含む)の検査には、特定行政庁(建築主事)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意すること

2．特 記 仕 様

(1)項目は，番号に○印の付いたものを適用する

(2)特記事項は○印の付いたものを適用する

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する

○印と◎印の付いた場合は、共に適用する

(3)特記事項に記載の［ ］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す

(　)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す

◯内は、建築工事標準詳細図の分類番号を示す。

(4)Ⓖ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月２５日閣議決定）」に定める特定調達品目における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。

(5)関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること

(6)形状寸法の単位は特記なきかぎりミリメートルとする

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※建築工事標準詳細図（平成２８年版） ［1．3．12］
	② 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの（・金属類・ＰＣＢ含有物・　　） 引渡し場所　※構内　・（　　）

特定建設資材の分別解体等及び再資源化等

※本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に、特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。

工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．品質計画

工程ごとの作業内容

工程ごとの作業内容	工　程	作 業 内 容
	1 造成等	造成等の工事 ・有　・無
	2 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ・有　・無
	3 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有　・無
	4 屋根	屋根の工事 ・有　・無
	5 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有　・無
	6 その他 （　　）	その他の工事 ・有　・無

・本工事は、建設リサイクル法の対象外であるが分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。

再資源化すべきもの

廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離
・コンクリート塊			
・アスファルトコンクリート塊			
・建設発生木材			

再資源化すべきもの以外

廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離
・廃ﾌﾟラスチック類			
・防水アスファルト			
・ｶﾞラスくず、陶磁器くず			
・繊維くず			
・木くず			
・非飛散性アスﾍﾟスト含有建材（廃ﾌﾟラスチック類）			
・非飛散性アスﾍﾟスト含有建材（ｶﾞラス、陶磁器くず類）			
・廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ			

上記に示す受入れ施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては監督職員と協議する。

4．材料の品質等

施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算　［1．1．2］

基準風速（ ＶＯ ）　（　　）ｍ／ｓ

地表面粗度区分　・Ⅰ　・ⅡⅡ　・ⅡⅡ　・ⅡＶ

・上記風圧力の１．３倍の風圧力に対する安全性を確保する

・上記風圧力の１．１５倍の風圧力に対する安全性を確保する

適用工種　・ＡＬＣﾊﾟネル（外壁、屋根）・押出成形セメント板（外壁）・外壁石張（乾式）・外装材（外断熱工法）・長尺金属板葺・折板葺　・アルミ笠木・ガラスﾌﾞロック　・シート防水（機械式）　・屋上緑化用システム　・（　　）

同等以上の材料・機材等の使用

本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

材料・機材等の品質及び性能

本工事に於いて別表－２に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は次の（1）から（6）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。

（1）品質及び性能に関する試験データを整備していること

（2）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること

（3）安定的な供給が可能であること

（4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること

（5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること

（6）販売、保守等の営業体制を整えていること

⑤ 環境への配慮

本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする

１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する

２）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する

３）接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する

４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする

規制対象外

①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

第三種品

①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

②建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

本工事に使用する材料はアスベストを含有しないものとする　［1．4．1］

6．室内空気中の化学物質の濃度測定

着工前及び施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。

測定はパッシブ型採取機器により行う

測定対象室及び測定箇所数は仕上表による

注）測定バッジはホルムアルデヒドとトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン用の２種類を用いる

⑦ 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、当該製品の指定する工法とする

8．施工調査

施工数量調査　［1．5．2］

調査項目　・　防水改修　・　外壁改修　・　（　　）

調査範囲　・　図示　・（　　）　［1．5．2］

調査方法　・　打診及び目視による　・（　　）　［1．5．2］

既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　［1．5．3］

⑨ 設備工事との取り合い

施工範囲　図面に特記なき場合は、別表－１による

施工図　設備機器の設置、取合い等が検討のできる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける

① 足場その他

［2．2．1］［表2．2．1］

内部足場　◎脚立、足場板等

外部足場　・設置する　◯設置しない　［2．2．1］

種類	外部足場等
※Ａ種	施工箇所面に枠組足場を設ける
・Ｂ種	施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける
・Ｃ種	施工箇所面に単管本足場を設ける
・Ｄ種	仮設ゴンドラを使用する
・Ｅ種	移動式足場を使用する

・防護シートを設置する

・防音シートを設置する

材料・撤去材等の運搬方法

・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種

②．既存部分の養生

既存部分の養生　◯行う　・行わない　［2．3．1］

養生方法　※ビニルシート、合板等による　・（　　）

既存部分の特別養生　・行う　［2．3．1］

設置範囲及び養生方法　※図示　・（　　）

既存家具、既存設備等の養生　［2．3．1］

※ビニルシート等による　・（　　）

開口部の養生　・行う　・行わない

養生方法　・合板張りによる　・（　　）

設置範囲　※図示　・（　　）

固定された備品、机、ロッカー等の移動　［2．3．1］

※行わない　・行う（図示）

③ 仮設間仕切り

［2．3．2］［表2．3．1］

仮設間仕切り等の種別

種　別	材　質	仕上げ
・Ａ種	・せっこうボード厚９．５両面張り ｸﾞラスウール充填厚さ（　） ・合板厚９両面張り　ｸﾞラスウール充填厚さ（　）	・片面塗装 ・片面塗装
※Ｂ種	◯せっこうボード厚９．５片面張り ・合板厚９片面張り ・せっこうボード厚９．５（内部面）＋合板厚９（外部面）	
・Ｃ種	※シート張り	―――
◯仮設扉	※合板張り木製扉　程度	

④ 監督職員事務所

［2．4．1］

・設ける　・設ける（既存建築物の一部を使用する）　◯設けない

面積規模（　　）㎡程度

監督職員スペースと工事監理業務の職員スペースは間仕切り壁等で仕切る

監督職員事務所の仕上げ

部位等	仕　上　げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁、天井	合板又はせっこうﾎﾞｰﾄﾞ張り、合成樹脂エマルションﾍﾟｲﾝﾄ塗り
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り

⑤ 工事用水

構内既存の施設　◯利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設　◯利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

1．埋戻し及び盛土

（3．2．3）（表3．2．1）

種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種

Ｃ種の場合（発生場所　　）

（連絡先　　）

（運　搬　・発生原因者側　・本工事　ｋｍ ）

2．建設発生土の処理

（3．2．5）

※構外指示の場所

受け入れ場所（　　）

受け入れ場所での処置（・敷きならし　※たい積　）

搬出距離　（　　）ｋｍ

処分費　・有償　※無償

上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する

・構内指示の場所（・敷きならし　・たい積　）

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	改修　特記仕様書－１	A1＝－ A3＝－	A-01
			日付

5 建具改修工事

1．改修工法

[5．1．3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・ アルミニウム製建具				・ 建具表による ・
・ 樹脂製建具		―		・ 建具表による ・
・ 鋼製建具	・ 外部			・ 建具表による ・
	・ 内部			・ 建具表による ・
・ 鋼製軽量建具				・ 建具表による ・
・ ステンレス製建具				・ 建具表による ・

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方　※図示　・

新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・

2．防火戸

[5．1．4]

・適用する　適用箇所（・建具表による　・　　）

・適用しない

3．防犯建物部品

[5．1．7]

・適用する（　　）　適用箇所（・建具表による　・　　）

※適用しない

4．アルミニウム製建具

[5．2．2～5]［表　5．2．2］

性能等級

外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　　）

※Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　　）

・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　　）

防音ドアセット，防音サッシ　・　遮音性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

断熱ドアセット，断熱サッシ　G・　断熱性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

耐震ドアセット　・　面内変形追随性の等級（・建具表による）

（建具符号：・建具表による

・　　）

枠の見込み寸法　・建具表による

表面処理の種別

外部に面する建具　・Ａ－１種　・Ａ－２種　※Ｂ－１種　・Ｂ－２種　・

皮膜等の種類（※改修標準仕様書表５．２．２による

・　　）

屋内の建具　※Ｃ－１種　・Ｃ－２種　・

皮膜等の種類（※改修標準仕様書表５．２．２による

・　　）

結露水の処理方法　※建具表による　・図示

水切り板、ぜん板　※建具表による　・図示

網戸等

[5．2．3]

種類	材種	線径	網目
・防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（ＳＵＳ３１６）製	※０．２５mm以上 ・	※１６～１８メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（ＳＵＳ３０４）線材	１．５mm	網目寸法１５mm

5．樹脂製建具

[5．2．2]　[5．3．2～5]

性能等級

外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　　）

・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　　）

・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　　）

防音ドアセット，防音サッシ　・　遮音性の等級（・Ｔ－１　・Ｔ－２）

（建具符号：・建具表による

・　　）

断熱ドアセット，断熱サッシ　G　・　断熱性の等級

（・Ｈ－４・Ｈ－５・Ｈ－６・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

枠の見込み寸法　・建具表による　・

表面色　※標準色　・特注色

水切り板、ぜん板　※図示　・

ガラス　※複層ガラス

5 建具改修工事（続き）

6．鋼製建具

[5．2．2]　[5．4．2～5]　[表　5．4．2]

性能等級

簡易気密型ドアセット　・適用する

（建具符号：・建具表による　・　　）

・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性・Ｓ－４（建具符号：・建具表による　・　　）

・Ｓ－５（建具符号：・建具表による　・　　）

・Ｓ－６（建具符号：・建具表による　・　　）

防音ドアセット，防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

断熱ドアセット，断熱サッシ　G・断熱性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

耐震ドアセット　・面内変形追随性の等級（・建具表による）

（建具符号：・建具表による

・　　）

鋼板

材料	めっき付着量	厚さ
※ＪＩＳ　Ｇ　３３０２ （溶融亜鉛めっき鋼板）	※Ｚ１２又はＦ１２	※標準仕様書 表５．４．２による
・ＪＩＳ　Ｇ　３３１７ （溶融亜鉛－５%アルミニウム 合金めっき鋼板）	※Ｙ０８	

⑦ 鋼製軽量建具

[5．2．2]　[5．5．2～4]

性能等級

簡易気密型ドアセット　・適用する

・適用しない

防音ドアセット，防音サッシ　・　遮音性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

断熱ドアセット，断熱サッシ　G・　断熱性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

耐震ドアセット　・　面内変形追随性の等級（・建具表による）

（建具符号：・建具表による

・　　）

鋼板　※亜鉛めっき鋼板　・ビニル被膜鋼板　・カラー鋼板

・ステンレス鋼板

鋼板の厚さ　・改修標準仕様書表５．５．１による

召合せ、縦小口包み板の材質　※ステンレス鋼板　・鋼板

8．ステンレス製建具

[5．2．2]　[5．4．2]　[5．6．2～5]

性能等級

簡易気密型ドアセット　・適用する

・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性　・Ｓ－４（建具符号：・建具表による　・　　）

・Ｓ－５（建具符号：・建具表による　・　　）

・Ｓ－６（建具符号：・建具表による　・　　）

防音ドアセット，防音サッシ　・　遮音性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

断熱ドアセット，断熱サッシ　G・　断熱性の等級（・建具表による

・　　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

耐震ドアセット　・　面内変形追随性の等級（・建具表による　）

（建具符号：・建具表による

・　　）

鋼板（屋外）　※ＳＵＳ３０４　・ＳＵＳ４３０ＪＩＬ、ＳＵＳ４４３Ｊ１　・

鋼板（屋内）　※ＳＵＳ４３０　・ＳＵＳ４３０ＪＩＬ、ＳＵＳ４４３Ｊ１、ＳＵＳ３０４

表面仕上げ　※ＨＬ　・鏡面仕上げ　・

ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

⑤ 建具改修工事（続き）

9．木製建具

（16．7．2～4）

建具材の加工、組立時の含水率　※Ｂ種　・

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

・フラッシュ戸　（図示）

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
※普通合板　G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ラワン程度　・　　） 不透明塗料塗り （※しな程度　・　　） 板面の品質（　　） 接着の程度（・１類　・２類　）	
・天然木 化粧合板　G	樹種名（　　） 接着の程度（・１類　・２類　）	
・特殊加工 化粧合板　G	化粧加工の方法 （・オーバ゛ーレイ　・プ゛リント　・塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（・１類　・２類　）	

表面板の厚さ　※表１６．７．６による　・

・かまち戸

かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）

見込み寸法　※３６mm　・建具表による　・

・ふすま

張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）

上張り　・鳥の子　※新鳥の子又はビニル紙程度　押入等の裏側は雲花紙程度

縁仕上　・塗り縁　※生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）

見込み寸法　※１９．５mm　・建具表による　・

・戸ふすま

見込み寸法　※３０mm　・建具表による　・

・紙張り障子

見込み寸法　※３０mm　・建具表による　・

枠、くつずりの材料　・建具表による

10．建具用金物（図示）

[5．7．2～4]　[表5．7．1]

・マスターキー　※製作する（※新規　・既存にあわせる）

※シリンダー箱錠

※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅

座金　※丸座　・長座

・握り玉　材質　※ステンレス

・本締り錠

（性能）

建築材料等品質性能表による

・空錠

※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅

座金　※丸座　・長座

・握り玉　材質　※ステンレス

・グレモン錠

レバーハンドルの材質　※亜鉛合金　・ステンレス

製造所　※図示

・ピボットヒンジ

カバー部の材質　※ステンレス　・亜鉛合金

・フロアヒンジ

・Ｇｒａｄｅ１　※Ｇｒａｄｅ２

カバー部の材質　※ステンレス

・ヒンジクローザー（丁番型）

材質　・鋼（焼付け塗装）

・ヒンジクローザー（ピボット型）

材質　・鋼（焼付け塗装）

・ドアクローザー

・Ｇｒａｄｅ１　※Ｇｒａｄｅ２

材質　※アルミニウム合金

・押棒、押板

材質　・ステンレス　・黄銅　・合成樹脂

・アームストッパー

材質　・鋼（クロームめっき）　※ステンレス

・クレセント

材質　※建具製造所の仕様による

・排煙オペレーター（※埋込　・露出）

⑤ 建具改修工事（続き）

11．自動ドア開閉装置

[5．8．2、3]

性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
※改修標準仕様書 表５．８．１による	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ※光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う （適用箇所は 建具表による） ※行わない

駆動力　※電気式または電動油圧式　・（　　）

電源　※単相１００Ｖ（過電流保護装置付）　・（　　）

補助センサ　※安全光線スイッチ１組　・（　　）

各開閉装置毎に補助センサを設ける

12．自閉式上吊り引戸装置

[5．9．3]

性能　※　改修標準仕様書表　５．９．１　による

13．重量シャッター

[5．10．2、3]

シャッターの種類	耐風圧強度	備　考
・　管理用シャッター	（　　）　N／m²	※障害物感知装置 （自動閉鎖型）
・　外壁用防火シャッター	（　　）　N／m²	※危害防止機構
・　屋内用防火シャッター		
・　防煙シャッター		

開閉機能による種類　※　上部電動式（手動併用）　・　上部手動式

屋内用防火シャッター若しくは防炎シャッターの危害防止機構

※改修標準仕様書５．１０．２（ｄ）（４）（ｉ）かつ（iii）

・改修標準仕様書５．１０．２（ｄ）（４）（ii）かつ（iii）

リモコンの有無　※無　・有（リモコン個数　個）

電動式の場合の電源　※三相２００Ｖ　０．７５ｋｗ以下（過電流保護装置付）

管理用シャッターのシャッターケース　・　設ける　・　設けない

スラット及びシャッターケース用鋼板

鋼板の種類　・ＪＩＳ　Ｇ　３３０２（溶融亜鉛めっき鋼板）

・ＪＩＳ　Ｇ　３３１２（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）

めっきの付着量　※Ｚ１２又はＦ１２　・

14．軽量シャッター

[5．11．2～4]

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）

シャッターケース　※設ける　・設けない

耐風圧強度（　）Ｎ／㎡

スラットの材質

※ＪＩＳ　Ｇ　３３１２（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）

めっき付着量（※Ｚ０６又はＦ０６　・　　）

・ＪＩＳ　Ｇ　３３２２（塗装溶融５５%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）

めっき付着量（※ＡＺ９０　・　　）

スラットの形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形

ガイドレール・座板の材質　※ステンレス（ＳＵＳ３０４）　・溶融亜鉛めっき鋼板

電動式の場合の危害防止機構　※有（障害物感知装置自動閉鎖型）

電動式の場合の電源　※単相１００Ｖ（過電流保護装置付）

・（　　）

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称：鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事

図面名称：改修　特記仕様書－２

縮尺：A1＝－　A3＝－

図面番号：A-02

日付

⑤ 建具改修工事（続き）

15．オーバーヘッドドア

［5．12．2、3］

セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・１２５ ・１００ ・７５ ・５０	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※ステンレス鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板

16．ガラス

［3．7］［5．13．2～4］［表5．13．1］

・熱線吸収板ガラス

品種	性能	色調
・熱線吸収フロート板ガラス	・１種	・ブルー　・グレー
・熱線吸収網入磨き板ガラス	・２種	・ブロンズ

・複層ガラス

品種	断熱性	日射熱遮へい性
・断熱複層ガラス	・１種	Ｕ１
	・２種	Ｕ２
	・３種	・Ｕ－３－１　・Ｕ－３－２
・日射熱遮へい複層ガラス	・４種	Ｅ４
	・５種	Ｅ５

・熱線反射ガラス

品種	日射熱遮へい性	耐久性
・熱線反射ガラス 色調（・ブルー　・グレー）	・１種	Ａ種
	・２種	・Ａ種　・Ｂ種
・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ　・シルバー）	・３種	Ｂ種

反射被膜面　・内面　・外面

映像調整　・行わない　・行う

・耐熱強化ガラス

材料板ガラスの種類	厚さ（mm）	色調
・熱線吸収タイプ		・グリーン　・グレー
・熱線反射タイプ		・ブロンズ
・（　　）		

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
・フロート倍強度ガラス	－
・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー　・グレー ・ブロンズ

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※シーリング材（ＳＲ－１） ・ガスケット ・ｸﾞﾚｲｼﾞﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ形 ・	※改修標準仕様書 表５．１３．１による ・図示 ・
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材（ＳＲ－１） ・	※改修標準仕様書 表５．１３．１による ・図示　・
ステンレス製	※シーリング材（ＳＲ－１） ・	※改修標準仕様書 表５．１３．１による ・図示　・

17．鍵箱

形式　・　３０本入（　）個　・６０本入（　）個

・１２０本入（　）個　・　本入（　）個

鋼製市販品とし、監督職員の承諾による

⑥ 内装改修工事

① 改修範囲

［6．1．3］

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲

※　壁面より両側１００mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・　図示

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲

※　壁面より両側　６００mm　程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・　図示

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修

※　既存のまま　・　図示

② 既存床の撤去及び下地補修

［6．2．2］

ビニル床シート等の除去　※仕上材のみ（接着剤とも）

・下地モルタルとも（・図示の範囲　・除去範囲全て）

合成樹脂塗床材の除去工法　・　機械的除去工法　・　目荒し工法

コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及び

エポキシ樹脂モルタルは、４章外壁改修工事による。

③ 既存壁の撤去及び下地補修

［6．3．2］

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修

※改修標準仕様書４．４．９によるモルタル塗り

（塗り厚２５mmを超える場合の補修　・行う　・行わない）

・図示

4．木下地等の表面仕上げ

［6．5．1］　［表6．5．1］

表面仕上げの種別	適用箇所
・Ａ種	
※Ｂ種	
・Ｃ種	

5．製材 G

［6．5．2］

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※２級		※Ａ種 ・Ｂ種	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
見え掛り面			※上小節		※Ａ種　・Ｂ種	・
見え掛り面以外			※小節以上		※Ａ種　・Ｂ種	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※１等		※１０%以下 ・Ａ種・Ｂ種	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			（　　）造作材の場合 ※Ａ種 ・Ｂ種	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※Ａ種 ・Ｂ種	・

・代用樹種を使用できない箇所（　　）

6．造作用集成材 G

［6．5．2］

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
			※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材等の適用
					・

⑥ 内装改修工事（続き）

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※１５%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※１５%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※１５%以下	・

7．造作用単板積層材 G

［6．5．2］

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		・有り（加工　・天然木加工　・塗装加工　） ・無し（等級：　　）	・適用する ・適用しない	・

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		・有り （加工・天然木加工　・塗装加工　） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	※１４%以下	・

8．床張り用合板等 G

［6．5．2］

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※５．５	・ラワン ・しな	※１類 ・２類	広葉樹 ※２等以上 ・１等 針葉樹 ※Ｃ－Ｄ以上	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
床（図示）	※12 ・15	※２級以上 ・１級		※１類 ・特類	※Ｃ－Ｄ以上		・適用する ・適用しない	・適用する （　） ・適用しない	・

・パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※15		※１３タイプ	※Ｐ又はＭ	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
		・１級　・２級　・３級　・４級

9．接着剤

［6．5．3、4］　［6．8．2］　［6．9．3］　［6．11．4，5］

接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。

ホルムアルデヒドの放散量　※　規制対象外　・

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別

・図示

⑥ 内装改修工事（続き）

10．防腐・防蟻処理

［6．5．5］

・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材

適用部位：（　　）

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※改修標準仕様書６．５．５（ａ）（ⅲ）②ア～エによる
	※改修標準仕様書６．５．５（ａ）（ⅲ）②ア～エによる
	※改修標準仕様書６．５．５（ａ）（ⅲ）②ア～エによる

・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐、防蟻処理

適用部位（　　）

11．軽量鉄骨天井下地

［6．6．2～4］

野縁等の種類

屋外（※　２５　形　・　１９　形）　屋内（※　１９　形　・　２５　形）

・屋外の軒天井、ピロティ天井等

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　・９００程度　・（　）

周辺部の端からの間隔　・図示　・

野縁の間隔　・３００程度　・（　）

既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない

あと施工アンカーの引抜き試験　・行う（屋外の試験荷重：　　）

・行わない

・吊りボルトの間隔が９００mmを超える場合

補強方法　※図示　・

・天井のふところが１．５m以上３．０m以下の場合

補強方法　※改修標準仕様書６．６．４（ｈ）（１）（２）による

・天井のふところが３．０mを超える場合

補強方法　※図示　・

・屋内外への耐震補強

・行う　※行わない

補強箇所　・図示　・

補強方法　・図示　・

・耐風圧性を考慮した補強

・行う（１．一般共通事項　３．品質計画による）　※行わない

補強箇所　・図示　・

補強方法　・図示　・

12．軽量鉄骨壁下地

［6．7．3］　［表6．7．1］

スタッド、ランナーの種類

※改修標準仕様書６．７．３によるスタッドの高さによる区分に応じた種類

スタッドの高さが５mを超える場合　※図示　・

13．ビニル床シート G

［6．8．2、3］

種類	ＪＩＳ　記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※　発泡層のないもの	※ＦＳ（複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ）	床（図示）	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性 ・耐薬品性	※　２．０ ・　２．５	
・　発泡層のあるもの			・無地 ・柄物			

工法　※　熱溶接工法　・　突付け（施工箇所：　　）

特殊機能

帯電防止　・帯電防止性能評価値（ＪＩＳ　Ａ　１４５５）１．２以上～３．２未満

又は体積電気抵抗値（ＪＩＳ　Ａ　１４５４）1×10^{7} ～1×10^{10} Ω程度

・

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称：鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事

図面名称：改修　特記仕様書－３

縮尺：A1＝－　A3＝－

図面番号：A-03

日付

⑥ 内装改修工事（続き）

14．ビニル床タイル G

［6．8．2］

ＪＩＳ記号	施工箇所	色柄	寸法	特殊機能	厚さ（mm）	備考
・ＦＴ（複層ビニル床タイル）		※ 無地 ・ 柄物	※300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※２．０ ・２．５ ・３．０	
※ ＫＴ（コンポシション ビニル床タイル） ・ ＴＴ		※ 無地 ・ 柄物	※300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	・２．０ ・３．０	
※ ＦＯＡ（置敷きビニル床タイル） ・ ＦＯＢ		・ 無地 ・ 柄物	※500×500	※帯電防止 ・防滑性	※４．０以上	

特殊機能

帯電防止　・帯電防止性能評価値（ＪＩＳ Ａ １４５５）１．２以上～３．２未満

又は体積電気抵抗値（ＪＩＳ Ａ １４５４）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$程度

・

置敷形ビニル床タイル（ＦＯＡ・ＦＯＢ）の接着剤は粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする

・帯電防止ビニル床タイル（パネル一体タイプ）

下記に示す製造所の商品程度とする

（　　）

・耐熱性ビニル床タイル

下記に示す製造所の商品程度とする

（　　）

15．ビニル幅木

［6．8．2］

材質　※軟質　・硬質

高さ（mm）　※６０　・７５　・１００

厚さ（mm）　※１．５以上　・

16．カーペット敷き G

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ（mm）	備　考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※６．５	帯電防止及び防汚加工品
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※６．５	
・ カット ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※６．５	

色柄　※無地　・柄物

タイルカーペットの敷き方　平　場　※市松敷き　・模様流し　・

階段部分　※模様流し　・市松敷き　・

見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　　）

※適用しない

17．合成樹脂塗床

［6．10．2～3］

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
※厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		※薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			
・アクリル樹脂塗床（ＪＩＳ Ｋ ５９７０）			工程 塗布量（ｋｇ／㎡） ・ 表面仕上げ ・平滑　・防滑 溶剤 ・水性色　・溶剤系 ・無溶剤系 仕上色 ・標準色　・

塗料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

⑥ 内装改修工事（続き）

18．フローリング張り

［6．11．2～6］　［表6．11．1～5］

単層フローリング G

種類	工法	樹種	厚さ（mm）	大きさ	仕上塗装	間伐材等の適用
・フローリングボード１等	・釘留め工法（根太張り）	※ なら ・	１５	板幅７５ 板長さ ５００以上	※ 塗装品 ・ 無塗装品	
	・釘留め工法（直張り）	※ なら ・	・１２以上 ・	板幅７５ 板長さ ５００以上		
	・接着工法	※ なら ・	・１２以上 ・	板幅７５ 板長さ ５００以上		
・フローリングブロック１等	・接着工法	※ なら ・	１５	３０３×３０３	塗装品 ・ 無塗装品	
・ モザイクパケット１等	接着工法	・	・	・	・ 塗装品 ・ 無塗装品	

複合フローリング G

種類	工法	樹種	厚さ／大きさ（mm）	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間伐材等の適用
・天然木化粧複合フローリング	・釘留め工法（根太張り） ・釘留め工法（直張り）	※なら ・		・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種	・適用する ※適用しない	※塗装品 ・無塗装品	
	・接着工法	※なら ・	板厚 ・８以上 ・ 板幅 ・７５以上 板長さ ９００以上				

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※　規制対象外

接着工法の場合の裏面緩衝材　※合成樹脂発泡シート

現場塗装仕上げ　・行う（施工箇所　　）

※ウレタン樹脂ワニス塗り　・生地のままワックス塗り

・オイルステインの上、ワックス塗り

・行わない

19．畳敷き

［6．12．2］

種別　・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種　・Ｄ種

（畳床：ＫＴ－Ⅰ　・ＫＴ－Ⅱ　・ＫＴ－Ⅲ　・ＫＴ－Ｋ　・ＫＴ－Ｎ　）

下地の種類　※ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン　　）　G

・標準仕様書　表１２．６．１による床組

・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

20．せっこうボード その他のボード張り

［6．13．2、3］

種　類	ＪＩＳ記号	厚さ（mm）、規格等
・ 硬質木毛セメント板 G	ＨＷ	・ １５　・ ２０　※ ２５
・ 普通木毛セメント板 G	ＮＷ	・ １５　・ ２０　※ ２５
・ けい酸カルシウム板	０.８ＦＫ １.０ＦＫ	・ 突付け　・ 目透し タイプ ２（無石綿）　※ ６　・ ８
・ ロックウール化粧吸音板	ＤＲ	※ 突付け ・ フラットタイプ （・ ９（不燃） ※ １２（不燃）・　　） ・ 凹凸タイプ （・１２（不燃）　・１５（不燃） ・１９（不燃）　・　　） ※ ３００×６００　・ ４５５×９１０
・ せっこうボード	ＧＢ－Ｒ	※ 突付け（ベベルエッジ）　・ 継目処理 ※ １２．５（不燃）・１５（不燃） ※ ９１０×２７３０　・ ９１０×１８２０
・ グラスウール吸音ボード３２Ｋ	ＧＷ－Ｂ	※ ２５（厚手ガラスクロス包） ※ 留め付け材　樹脂製プラグ@３００程度
・ 不燃積層せっこうボード	ＧＢ－ＮＣ	※ 突付け ※ ９．５　（不燃）　・化粧無（下地張り用） ・化粧有 （トラバーチン模様） ※ ４５０×９１０　・ ９１０×９１０
・ シージングせっこうボード	ＧＢ－Ｓ	・ １２．５　（不燃）
・ 強化せっこうボード	ＧＢ－Ｆ	・１２．５　（不燃）　・１５　（不燃）　・２１
・ 化粧せっこうボード（木目）	ＧＢ－Ｄ（Ｗ）	※ 目透し ・１２．５（不燃）幅　４４０mm　程度　※９．５ 模様（※　柾目　・　板目） 専用下地材有り
・ メラミン樹脂化粧板		ＪＩＳ Ｋ ６９０３ による（※ １.２ ・３.０ ）

せっこうボード等の下地は図示による。

遮音シール材　※アクリル系またはウレタン系シーリング材

・ジョイコンパウンド（ＪＩＳ Ａ６９１４）

合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

合板類の張付け　※Ｂ種　・Ａ種

6 内装改修工事（続き）

21．壁紙張り

［6．14．2、3］

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

施工箇所	壁紙の種類：紙	繊維	プラスチック	無機質	その他ビニル	防火性能	商品名（程度）
	・	・	・	・	・	・ 不燃 ・ 準不燃	
	・	・	・	・	・	・ 不燃 ・ 準不燃	
	・	・	・	・	・	・ 不燃 ・ 準不燃	
	・	・	・	・	・	・ 不燃 ・ 準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整　※ＲＢ種

コンクリート・ＡＬＣパネル面の下地調整　※ＲＢ種

せっこうボード面の下地調整　※ＲＢ種

22．モルタル塗り

［6．15．3、6］

吸水調整材は、改修標準仕様書表４．２．２による。

既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）形状（※図示　・　　）

・設けない

床目地　・設ける（工法※押し目地　・　　）

・設けない

23．タイル張り

［6．16．2～4］

伸縮調整目地の位置　床タイル　（※縦、横とも４m以内ごと　・図示　・　　）

床タイル以外　（・図示　・　　）

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状／寸法（mm）	吸水率による区分：Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり：無	無ゆう	有	役物：無	有	色：標準	特注	再生材料の適用 G	耐凍害性：有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り　・行う　※行わない

見本焼き　・行う　※行わない

既製調合モルタル

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能・試験方法）

建築材料等品質性能表による

※接着剤による陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状／寸法（mm）	吸水率による区分：Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり：無	無ゆう	有	役物：無	有	色：標準	特注	再生材料の適用 G	耐凍害性：有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り　・行う　※行わない

見本焼き　・行う　※行わない

・有機質接着剤（タイプⅠ）施工箇所（　　）　［表６．１６．５］

※有機質接着剤（タイプⅡ）施工箇所（便所、湯沸室　　）

内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

24．セルフレベリング材塗り

［6．17．2～3］

種類　・せっこう系　・セメント系

塗厚（mm）　・

6 内装改修工事（続き）

25．フリーアクセスフロア

（２０．２．２）

施工箇所	寸法（mm）	高さ（mm）	所定荷重（Ｎ）	表面仕上げ材	備考
	※４５０角以上 ６００角以下	※１００ ・１２０	※３０００ ・５０００	・帯電防止床タイル ※タイルカーペット	
	※４５０角以上 ６００角以下	※１００ ・１２０	※３０００ ・５０００	・帯電防止床タイル ※タイルカーペット	
	※４５０角以上 ６００角以下	※１００ ・１２０	※３０００ ・５０００	・帯電防止床タイル ※タイルカーペット	

適用地震時水平力　１階及び地階　※　０．６Ｇ以上

中間階（　～　階）　※　０．６Ｇ以上　・１．０Ｇ以上

最上階（　　階）　※　１．０Ｇ以上

帯電防止床タイル　・置敷タイプ　・パネル一体タイプ

（パネル一体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする）

寸法精度

※標準仕様書２０．２．２（ｂ）（５）（ｉ）～（ⅲ）による　・

厚さ　±０．５mm

平坦度　パネル周辺部　１．０mm以下

図心と各頂点を結ぶ線上部　２．０mm以下

表面仕上材の品質、性能は、標準仕様書１９章による。

床パネルの材質　※アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材等

スロープ及びボーダー　※製造所の仕様による　・図示

配線用取り出しパネル

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合

※５０%以上　・２０～３０%　・

配線取り出し開口　・パネル１枚につき、４０mm×８０mm　程度の開口１箇所以上

・図示

空調用吹き出し（吸い込み）パネル　・なし　・あり（形式、施工箇所：図示）

（性能・試験方法）　適用室

ローリングロード性能　・適用する

※適用しない

ローリングロード試験

３，０００Ｎ：積載荷重１０００Ｎ時において、最大変形量１．５mm以下

（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）

５，０００Ｎ：積載荷重１０００Ｎ以上において、最大変形量１．０mm以下

（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）

・２重床用複合アウトレット用開口

適用室

開口の数　フロア面積８㎡につき１ヶ所かつ予備開口を１４㎡につき１ヶ所

開口の大きさ

コンセント（電源）：２Ｐ１５Ａ接地極付×２

情報用モデュラージャック（電話）：８極８芯×１

の入ったアウトレットが納まる大きさ

取付方法　フリーアクセスフロア製造所の仕様とする

26．可動間仕切

（２０．２．３）

構造形式	構成基材の種類：スタッド	パネル	総厚さ（mm）	表面仕上材：材質	厚さ（mm）	パネル表面仕上げ	遮音性（ｄｂ／５０Ｈｚ）	防火性能
・ スタッド式（内蔵） ・ スタッド式（露出） ・ パネル式 ・ スタッドパネル式				・鋼板	※0.5以上	※メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付 ・ 壁紙張り	・３６未満 ・３６以上	・不燃

パネル内に取付ける建具　・あり（※図示　・　　）　・なし

表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書１９章による

パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

ガラス留め材　※ガスケット　・シーリング

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称：鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事

図面名称：改修　特記仕様書－４

縮尺：A1＝－　A3＝－

図面番号：A-04

日付

6 内装改修工事（続き）

27．移動間仕切

（20．2．4）

構造形式	操作方法	圧縮装置の操作方法	総厚さ（mm）	表面仕上材 材質	表面仕上材 パネル表面仕上げ	遮音性（db／500HZ）
・ 平行方向移動式 ・ 二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・ﾌﾟｯｼｭ式 ・ﾊﾝﾄﾞﾙ式 ・	※60程度 ・100程度	・鋼板	※焼付塗装 ・壁紙張り ・	・３６未満 ・３６以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標準仕様書１９章による

遮音性能は、ＪＩＳ　Ａ　６５１２に準拠し、中心周波数５００Ｈｚの音についての

透過損失とする

ハンガーレールの取付け下地の補強

※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び

変形量となるように補強する。

・図示

移動間仕切の壁面当たり枠　※適用する（製造所の仕様による）

28．トイレブース

（20．2．5）

表面材の種類	色柄	脚部 形状	ドアエッジ、形状 形状	ドアエッジ、形状 材質
※　メラミン樹脂系化粧板 ・　ポリエステル樹脂系化粧板	※　無地 ・　柄物	※幅木タイプ ・	※　標準 ・　R	※　アルミニウム製 ・　ステンレス製 ・　表面材と同材

吊り方式　※中心吊、戸当たり付　・（　　）

パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

29．視覚がい害者用床タイル

（11．2．2）（19．2．2）

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内		・塩化ビニル製	※３００×３００	・７．０
		・磁器質タイル ・せっ器質タイル	※３００×３００	・
		・レジンコンクリート製 ・コンクリート製	※３００×３００	・
屋外		・磁器質タイル ・せっ器質タイル	※３００×３００	・
		・レジンコンクリート製 ・コンクリート製	※３００×３００	・

ブロックパターンは　ＪＩＳ　Ｔ　９２５１　による

・樹脂系点字鋲（タイルカーペット用）

寸法　・３００角　※５００角

色　※黄色

樹脂系点字鋲の留付は、両面からの挟込みホック式または接着式

樹脂系点字鋲突起の形状・寸法及びその配列はＪＩＳ　Ｔ９２５１に準拠する

30．階段滑り止め

（20．2．6）

材種	幅（mm）	取付け工法	端部フラットエンド	
※ステンレス製（ＳＵＳ３０４） 樹脂製ゴムタイヤ入り	※約３５	※接着工法 ・埋込み工法	※あり	※ビニル製 ・ステンレス製
			・なし	－

31．床目地棒

（20．2．7）

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる

※ステンレス製　型【幅４０程度　１．５）ア　標準詳細図　4－31－1

・ステンレス製　６×１２　標準詳細図　4－31－2

・黄銅製　６×１２　標準詳細図　4－31－2

32．手すり

・集成材手すり

形　式	径	材　種	仕　上
・１段	・３５φ ※４５φ　・	※タモ	※ＣＬ
※２段	※３５φ		

・既製手すり（樹脂製）

形　式	径	ブラケット	備　考
・0型（1段）	※４０φ　・	アルミ合金製 （心材共）	指づめ防止材共
※0型（2段）	※３４φ		

点字表示板　（　　）箇所

ＪＩＳ　Ｔ　０９２１に基づく点字の表示原則及び点字表示方法による

※ポリカボネード製　大きさ　１２０×１５０程度　厚み　０．１程度

・塩ビ製　大きさ　１００×１２５程度　厚み　０．１程度

6 内装改修工事（続き）

33．ブラインド

（20．2．12）

・再使用する　・新設する

形　式	操作方法	種　類	スラットの材種	スラット幅（mm）	ックス・レールの材種	寸法 取付箇所
・横型	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※　アルミニウム合金製 G	※　２５	※鋼製	・図示
	・電動	－				
・縦型	・手動	※２本操作コード゛式 ・１本操作コード゛式	・　アルミスラット ・　クロススラット	・　８０ ・　１００	アルミニウム合金製	・図示
	・電動	－				

アルミスラット　焼付け塗装仕上げ

クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合

34．カーテン

（20．2．14）

・再使用する　・新設する

形式		開閉操作	ひだの種類	商品名（程度）	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示	
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示	

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を

使用する場合は　G　とする

暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※３００mm以上

35．カーテンレール

（20．2．14）

・再使用する　・新設する

材種　※アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成型材製

・ステンレス製

形式　・シングル　・ダブル

・片引き　・引分け

強さによる区分　※１０－９０　・

仕上げ　※アルマイト　・

形状　※角形　・

36．ブラインドボックス及びカーテンボックス

・再使用する　・新設する

溝型×深さ（mm）　・９０×１５０　・１２０×８０　・１２０×１５０　・１５０×８０　・図示

材質　・集成材（仕上げ：　　）

※アルミニウム製　押出し型材（市販品）

表面処理・Ｃ－１

・Ｃ－２

皮膜等の種類　※標準仕様書表１４．２．１による　・

・鋼製（仕上げ：　　）

37．コーナービード（壁ﾎﾞｰﾄﾞ出隅保護金物）

材質　※アルミニウム押出形材差込型　・（　　）

※シルバー　・焼付　・（　　）

施工箇所　※図示

38．天井見切縁

材質　※アルミニウム押出形材　・塩化ビニル製

施工箇所　※仕上表による　・（　　）

39．天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ
		・気密形			

（品質・性能・試験方法）

建築材料等品質性能表による

6 内装改修工事（続き）

40．床点検口

材　種	寸　法	形　式		備　考
（底板） ※鋼製 （枠） ※アルミニウム製 （目地） ※ステンレス製	・450×450 ※600×600	※一般型 ・密閉型	・屋内外用 ※屋内用	・鍵付き ※鍵なし

（品質・性能・試験方法）

建築材料等品質性能表による

41．仕上塗材仕上げ

（15．5．2）

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・内装薄塗材Ｅ		・砂壁状じゅらく
	・内装薄塗材Ｗ	－	・京壁状じゅらく
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材		・砂壁状
	・こて塗用軽量塗材		・平たん状

7 塗装改修工事

1．材料

［7．1．3］

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。

・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

2．下地調整

［7．2．1～7］

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲

※塗替え面積の３０％　・図示　・

既存さび止め塗料の鉛含有調査

・行う（　　箇所）　・行わない

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新規	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種	標準仕様書（１８．２．１）素地ごしらえによる	
鉄鋼面	※ＲＢ種		
亜鉛めっき面	※ＲＢ種		
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※ＲＢ種		
モルタル、プラスター面	※ＲＢ種		・行う ・行わない
コンクリート面（ＤＰ以外）、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種		・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・ＲＡ種 ※ＲＢ種 ・ＲＣ種		・行う ・行わない
コンクリート面（ＤＰ）	※ＲＢ種 ・ＲＣ種		・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※ＲＢ種		－

3．錆止め塗料塗り

［7．3．2、3］

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	Ａ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	Ａ種	※Ａ種
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｂ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｂ種	※Ａ種
		新規見え隠れ	Ｂ種	※Ｂ種
亜鉛めっき面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	・Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	・Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｃ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｃ種	※Ａ種

7 塗装改修工事（続き）

4．塗装

［7．4～7．15］

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） 塗料の種別 ※１種　・２種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種
・クリヤラッカー塗り（ＣＬ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（ＦＥ）		－	－
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ＮＡＤ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ）	鉄鋼面 上塗り等級（　）級		Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級		Ａ種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面		
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	コンクリート面等	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種
	屋内の鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）		※Ｂ種　・	※Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ）		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・ラッカーエナメル塗り（ＬＥ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・オイルステイン塗り（ＯＳ）		－	
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、ﾌﾟラスター面、

せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め

※改修標準仕様書表７．９．１の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め

※改修標準仕様書表７．１０．１の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

・

・高日射反射率塗料塗り　G

下地調整（改修標準仕様書７．２．２）　・ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量（ｋｇ／㎡）
塗料塗り	JIS　K　5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	・１級 ・２級 ・３級	塗料製造所の仕様による

5．フッ素樹脂塗装

打放しコンクリート面保護工法

（下塗材）　水性　浸透性吸水防止材

（上塗材）　・　水性フッ素樹脂クリアー

・　水性フッ素樹脂カラークリアー

※完成提出図書　製本要領

完成図及び施工図、完成写真を同一のＡ３板二つ折り製本とし

最終頁に同上電子データ焼き付けＣＤを添付のこと。

上記三部提出のこと。

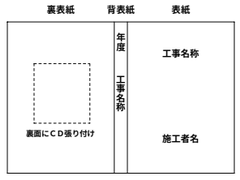

1．工事期間中の案内看板の設置を行うこと。

全高1,600　板面1,400×1,100　自立型　１箇所

鋼板下地、全面高輝度反射シート張　鉄枠（国土交通省型）　設置位置は、監督員の指示による。

2．資材、廃材置場等については、使用可能とする。

3．工事中の仮囲いは、特記なき限り、樹脂ｸﾞﾗｽﾃｨｯｸﾌｪﾝｽ（H=1,200）程度とすること。

4．工事における　注意事項

・ハツリ等の騒音は 庁舎 が休みの時（土曜日、日曜日、祭日）とする。

・現場の作業中に１名の警備員を配置のこと。（工事作業期間約　延べ１２０人）

5．設計・見積り協力業者は下記の通り

・電気設備工事

株式会社　協和電気商会　担当　有満氏　（住所：鹿児島市平之町12番13号）

電話　099-225-4233　FAX　099-225-4232

・機械設備工事

十文字工業株式会社　担当　黒木氏　（住所：鹿児島市鴨池二丁目14番1号）

電話　099-254-4667　FAX　099-256-1502

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	改修　特記仕様書－５	A1＝－ A3＝－	A-05
			日付

■仮設ﾄｲﾚ（本工事）

株式会社　ﾋﾞｰｴｽ・ｹｲ
TEL　06-6226-8326（担当　野田氏）
・BS-KRYⅢ-PASDK　同等品以上

・洋式　10機
・小用　6機
・手洗　8機
・ｽｸﾘｰﾝ　17m程度

※ﾚﾝﾀﾙ期間　6ヶ月を見込む

※し尿汲み取りも本工事に含む事。
月／2回　1回：35本（本/18L）×2ヶ所

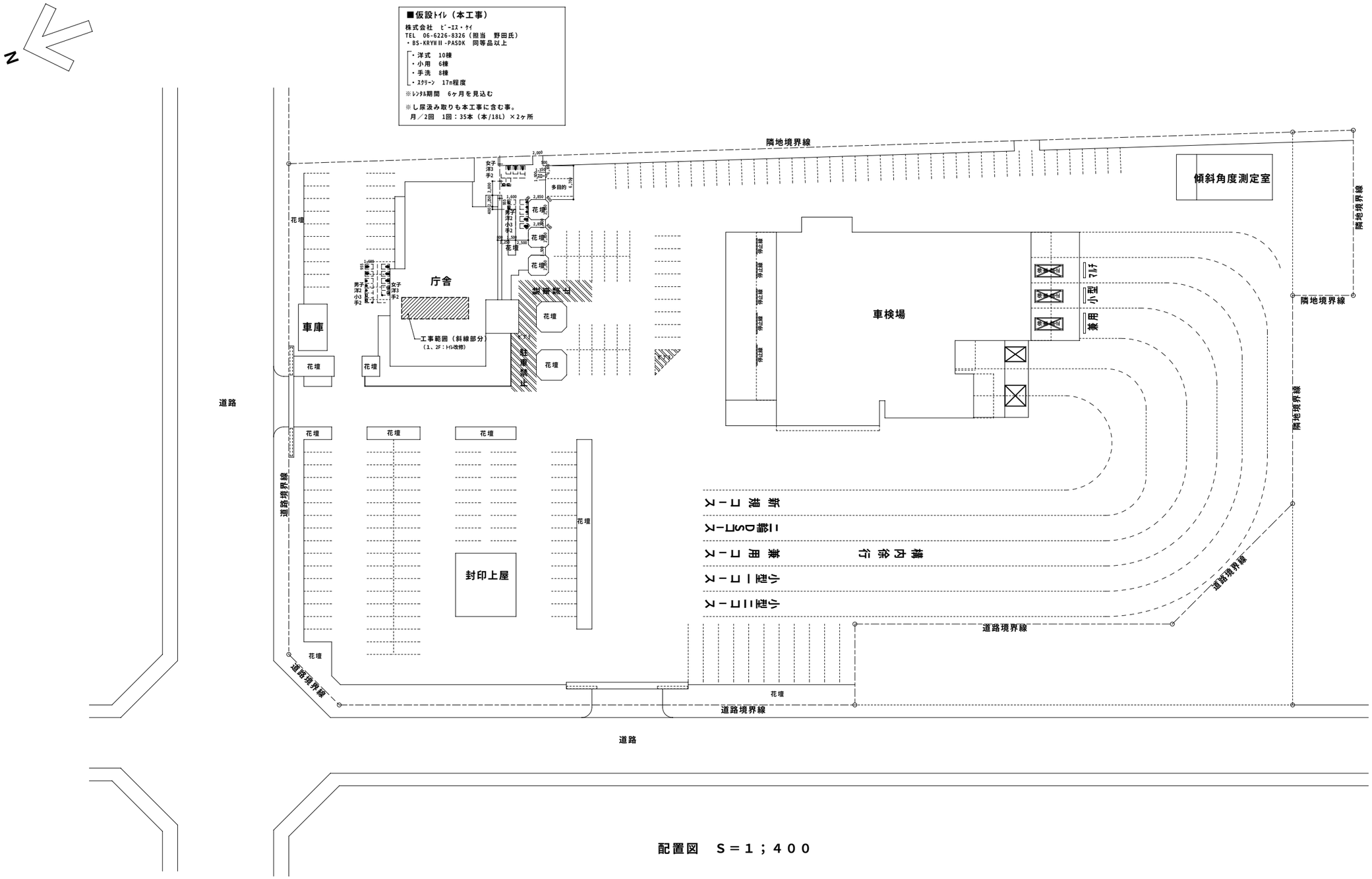

配置図　Ｓ＝１；４００

株式会社田設計一級建築士事務所 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号 〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４ ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８ 一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智	設計名称 鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	図面名称 配置図	縮尺 1/400(A1) 1/800(A3)		図面番号 A-06 日付

■現況　内部仕上げ表

室名 1　階	床		巾木	壁		廻り縁	天　井		天井高さ	備　　考
	下地	仕上		下地	仕上		下地	仕上		
玄関・ﾎｰﾙ	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾀｲﾙ　150×150 ※現況のまま	・―	・ﾓﾙﾀﾙ ※一部　撤去（RC壁共）	・複層模様吹付け ※一部　撤去	・塩ﾋﾞ	・LGS＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	・岩綿吸音板　厚9	CH=2,340	・ﾋﾟｸﾄ：150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5
前室	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾀｲﾙ　50×50 ※撤去	・―	・ﾓﾙﾀﾙ ※一部　撤去（RC壁共）	・複層模様吹付け ※一部　撤去	・塩ﾋﾞ ※撤去	・LGS＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5 ※撤去（吊りﾎﾞﾙﾄ残し）	・岩綿吸音板　厚9 ※撤去	CH=2,400	・三方枠：ｽﾃﾝﾚｽ製　※撤去 ・ﾋﾟｸﾄ：150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5　3ヶ所
男子ﾄｲﾚ	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾀｲﾙ　50×50 ※撤去	・―	・ﾓﾙﾀﾙ ※現況のまま	・陶器質ﾀｲﾙ　100×100 ※現況のまま	・塩ﾋﾞ ※撤去	・LGS ※撤去（吊りﾎﾞﾙﾄ残し）	・無石綿ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板　厚4　EP ※撤去	CH=2,500 CH=2,400	・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ　厚40　H=1,900　※撤去 ・小便器　※撤去 ・洋風便器　※撤去 ・和風便器　※撤去 ・紙巻器　※撤去 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ　※撤去 ・手洗い器　※撤去 ・ｶｶﾞﾐ：360×450　※撤去 ・面台：御影石　厚20　本磨き　※撤去 ・床下点検口：450角　※現況のまま ・隔て板：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ　厚40　※撤去
多目的ﾄｲﾚ	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾀｲﾙ　50×50 ※撤去	・―	・ﾓﾙﾀﾙ ※現況のまま	・陶器質ﾀｲﾙ　100×100 ※現況のまま	・塩ﾋﾞ ※撤去	・LGS ※撤去（吊りﾎﾞﾙﾄ残し）	・無石綿ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板　厚4　EP ※撤去	CH=2,500	・洋風便器　※仮撤去 ・L型手摺：ｽﾃﾝﾚｽ製　※仮撤去 ・P型手摺：ｽﾃﾝﾚｽ製　※仮撤去 ・紙巻器　※仮撤去 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ　※撤去 ・手洗い器　※撤去 ・面台：御影石　厚20　本磨き　※現況のまま
女子ﾄｲﾚ	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾀｲﾙ　50×50 ※撤去	・―	・ﾓﾙﾀﾙ ※現況のまま	・陶器質ﾀｲﾙ　100×100 ※現況のまま	・塩ﾋﾞ ※撤去	・LGS ※撤去（吊りﾎﾞﾙﾄ残し）	・無石綿ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板　厚4　EP ※撤去	CH=2,500	・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ　厚40　H=1,900　※撤去 ・洋風便器　※撤去 ・和風便器　※撤去 ・紙巻器　※撤去 ・掃除具流し　※撤去 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ　※撤去 ・手洗い器　※撤去 ・ｶｶﾞﾐ：360×450　※撤去 ・面台：御影石　厚20　本磨き　※撤去 ・床下点検口：450角　※撤去 ・擬音装置
踏込み	・―	・―	・―	・―	・―	・―	・―	・―		
湯沸かし室	・―	・―	・―	・―	・―	・―	・LGS＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5 ※撤去（吊りﾎﾞﾙﾄ残し）	・岩綿吸音板　厚9 ※撤去		

■改修　内部仕上げ表

室名 1　階	床		巾木	壁		廻り縁	天　井		天井高さ	備　　考
	下地	仕上		下地	仕上		下地	仕上		
玄関・ﾎｰﾙ	・ﾓﾙﾀﾙ	・―	・―	・―	・―	・―	・―	・―	CH=2,340	・ﾋﾟｸﾄ：150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5
前室	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・ﾋﾞﾆﾙ巾木　H=100	・LGS＋耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚12.5+9.5	・複層模様吹付け	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	CH=2,400	・三方枠：ｽﾃﾝﾚｽ製 ・沓摺り：ｽﾃﾝﾚｽ製 ・ﾋﾟｸﾄ：150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5　2ヶ所
男子ﾄｲﾚ	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・床ｼｰﾄ巻き上げ　H=100	・―	・現況＋ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3（接着、両面ﾃｰﾌﾟ併用）	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	CH=2,500 CH=2,400	・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=1,900、帽子掛け ・小便器：機械設備工事 ・洋風便器、ｳｵｼｭﾚｯﾄ：機械設備工事 ・棚付き二重紙巻器 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ；機械設備工事 ・棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　D=200、L=800、1,030 ・手洗いｶｳﾝﾀｰ：ﾎﾟｳﾙ一体ﾀｲﾌﾟ（W500）　L=1,600、D=600 ・吊り戸棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　L=1,600、H=600、D=350（幕板：同材） ・ｶｶﾞﾐ：360×450 ・面台：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ（ﾎﾟｽﾄﾌｫｰﾑ） ・隔て板：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=1,900、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ
多目的ﾄｲﾚ	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・床ｼｰﾄ巻き上げ　H=100	・― ・LGS＋耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚12.5+9.5	・現況＋ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3（接着、両面ﾃｰﾌﾟ併用） ・ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	CH=2,500	・洋風便器、ｳｵｼｭﾚｯﾄ：機械設備工事　※再取付 ・L型手摺：ｽﾃﾝﾚｽ製　※再取付 ・P型手摺：ｽﾃﾝﾚｽ製　※再取付 ・紙巻器　※再取付 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ；機械設備工事 ・手洗い器：
女子ﾄｲﾚ	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・床ｼｰﾄ巻き上げ　H=100	・―	・現況＋ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3（接着、両面ﾃｰﾌﾟ併用）	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	CH=2,500	・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=1,900、帽子掛け ・洋風便器、ｳｵｼｭﾚｯﾄ：機械設備工事 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ；機械設備工事 ・棚付き二重紙巻器 ・棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　D=200、L=850 ・掃除具流し ・棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　D=250、L=1,500 ・吊ﾌｯｸ：ｽﾃﾝﾚｽ製　3本、取り付け下地木製SOP共 ・手洗いｶｳﾝﾀｰ：ﾎﾟｳﾙ一体ﾀｲﾌﾟ（W500）　L=1,600、D=600 ・吊り戸棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　L=1,600、H=600、D=350（幕板：同材） ・ｶｶﾞﾐ：360×450 ・隔て板：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=1,900、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ ・床下点検口：450角
踏込み							・LGS＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	・岩綿吸音板　厚9		
湯沸かし室							・LGS＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	・岩綿吸音板　厚9		

※ﾄｲﾚ廻りのLGS壁は遮音壁とする。ｽﾗﾌﾞ下迄
（ｸﾞﾗｽｳｰﾙ充填）

※軽鉄壁の下地張りﾎﾞｰﾄﾞはｽﾗﾌﾞ下まで張り上げる事。

■特記事項
・工事に際しては現況を再度確認、施工図作成の上、工事を行う事。
・仮撤去、再取付の衛生器具等は、美装の上再取付とする事。又取り付け付属品等は新設とする。
・本工事に係る仕上げ材撤去（床、壁、天井）においてはｱｽﾍﾞｽﾄ含有調査を行い、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有が認められた時は、法令遵守の上、適切に撤去、処分する事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1－60875号
〒814-0104 福岡市城南区別府1－8－4
TEL 092－836－9907　FAX 092－836－9908
一級建築士　第165041号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修　内部仕上げ表－1	－(A1) －(A3)		A-07
				日付

■現況　内部仕上げ表

室名 ２階	床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	廻り縁	天井 下地	天井 仕上	天井高さ	備考
ﾄｲﾚ	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ ※撤去	・ー	・ﾓﾙﾀﾙ ※現況のまま	・陶器質ﾀｲﾙ　100×100 ※撤去	・塩ﾋﾞ ※撤去	・LGS ※撤去（吊りﾎﾞﾙﾄ残し）	・無石綿ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板　厚4　EP ※撤去	CH=2,600	・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｸ　厚40　H=1,900　※撤去 ・小便器　※撤去 ・洋風便器　※撤去 ・I型手摺：L=450　ｽﾃﾝﾚｽ製　※撤去 ・紙巻器　※撤去 ・手洗い器　※撤去 ・ｶｶﾞﾐ：360×450　※撤去 ・面台：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ　厚25　※撤去 ・隔て板：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ　厚40　※撤去
洗面所	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ ※撤去	・ー	・ﾓﾙﾀﾙ ※現況のまま	・陶器質ﾀｲﾙ　100×100 ※撤去	・塩ﾋﾞ ※撤去	・LGS ※撤去	・無石綿ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板　厚4　EP ※撤去	CH=2,400	・手洗い器　※撤去 ・ｶｶﾞﾐ：360×450　※撤去 ・面台：ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ　厚25　※撤去
掃除具入れ	・ﾓﾙﾀﾙ	・磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ ※撤去	・ー	・ﾓﾙﾀﾙ ※現況のまま	・陶器質ﾀｲﾙ　100×100 ※撤去	・塩ﾋﾞ ※撤去	・LGS ※撤去	・無石綿ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板　厚4　EP ※撤去	CH=2,400	・掃除具流し　※撤去
廊下	・ﾓﾙﾀﾙ	・ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ ※現況のまま	・ﾋﾞﾆﾙ巾木　H=100 ※一部撤去	・ﾓﾙﾀﾙ ※一部撤去	・EP ※一部撤去	・塩ﾋﾞ ※一部撤去	・LGS ※一部撤去（吊りﾎﾞﾙﾄ残し）	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5 ※一部撤去	CH=2,250	

■改修　内部仕上げ表

室名 ２階	床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	廻り縁	天井 下地	天井 仕上	天井高さ	備考
通路	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・ﾋﾞﾆﾙ巾木　H=100	・ー ・LGS＋耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚12.5+9.5	・下地調整＋ ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3（接着、両面ﾃｰﾌﾟ併用） ・ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5 （ｸﾞﾗｽｳｰﾙ　厚50　24K　敷き込み）	CH=2,600	・三方枠：ｽﾃﾝﾚｽ製 ・沓摺り：ｽﾃﾝﾚｽ製 ・ﾋﾟｸﾄ：150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5　2ヶ所
男子ﾄｲﾚ	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・床ｼｰﾄ巻き上げ　H=100	・ー ・LGS＋耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚12.5+9.5	・下地調整＋ ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3（接着、両面ﾃｰﾌﾟ併用） ・ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5 （ｸﾞﾗｽｳｰﾙ　厚50　24K　敷き込み）	CH=2,100	・便房壁：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=2,100 ・洋風便器、ｳｵｼｭﾚｯﾄ：機械設備工事 ・小便器：機械設備工事 ・棚付き二重紙巻器 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ；機械設備工事 ・棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　D=200 ・手洗いｶｳﾝﾀｰ：ﾎﾟｳﾙ一体ﾀｲﾌﾟ（W500）　L=800、D=450 ・吊り戸棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　L=800、H=300、D=350（幕板：同材） ・ｶｶﾞﾐ：360×450 ・隔て板：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=1,900、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ ・棚：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25
女子ﾄｲﾚ	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・床ｼｰﾄ巻き上げ　H=100	・ー ・LGS＋耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚12.5+9.5	・下地調整＋ ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3（接着、両面ﾃｰﾌﾟ併用） ・ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5 （ｸﾞﾗｽｳｰﾙ　厚50　24K　敷き込み）	CH=2,600	・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=1,900、帽子掛け ・洋風便器、ｳｵｼｭﾚｯﾄ：機械設備工事 ・棚付き二重紙巻器 ・ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ；機械設備工事 ・棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　D=200 ・手洗いｶｳﾝﾀｰ：ﾎﾟｳﾙ一体ﾀｲﾌﾟ（W500）　L=1,500、D=450 ・吊り戸棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　L=1,500、H=600、D=350（幕板：同材） ・ｶｶﾞﾐ：360×450 ・隔て板：ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　厚40　H=1,900、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ
掃除具入れ	・下地調整	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　厚2.0（防滑）	・床ｼｰﾄ巻き上げ　H=100	・ー ・LGS＋耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚12.5+9.5	・下地調整＋ ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3（接着、両面ﾃｰﾌﾟ併用） ・ﾒﾗﾐﾝ化粧板　厚3	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5 （ｸﾞﾗｽｳｰﾙ　厚50　24K　敷き込み）	CH=2,600	・掃除具流し ・棚：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ　厚25　D=250 ・吊ﾌｯｸ：ｽﾃﾝﾚｽ製　3本、取り付け下地木製SOP共
廊下	・ー	・ー	・ﾋﾞﾆﾙ巾木　H=100	・LGS＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚12.5+9.5	・EP	・塩ﾋﾞ	・LGS	・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5	CH=2,250	

※ﾄｲﾚ廻りのLGS壁は遮音壁とする。
ｽﾗﾌﾞ下迄（ｸﾞﾗｽｳｰﾙ充填）

※下地調整：ｱｲｶ　ｴｺｴｺﾎﾞﾝﾄﾞJW1000-900N（溶剤系）
全面塗布とする。

※軽鉄壁の下地張りﾎﾞｰﾄﾞはｽﾗﾌﾞ下まで張り上げる事。

■特記事項
・工事に際しては現況を再度確認、施工図作成の上、工事を行う事。
・仮撤去、再取付の衛生器具等は、美装の上再取付とする事。
・本工事に係る仕上げ材撤去（床、壁、天井）においてはｱｽﾍﾞｽﾄ含有調査を行い、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有が認められた時は、法令遵守の上、適切に撤去、処分する事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称：鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事
図面名称：現況、改修　内部仕上げ表－２
縮尺：－(A1)　－(A3)
図面番号：A-08
日付

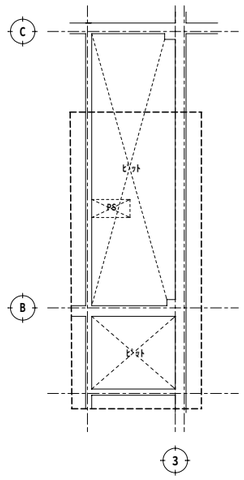

現況　ﾋﾟｯﾄ　平面図

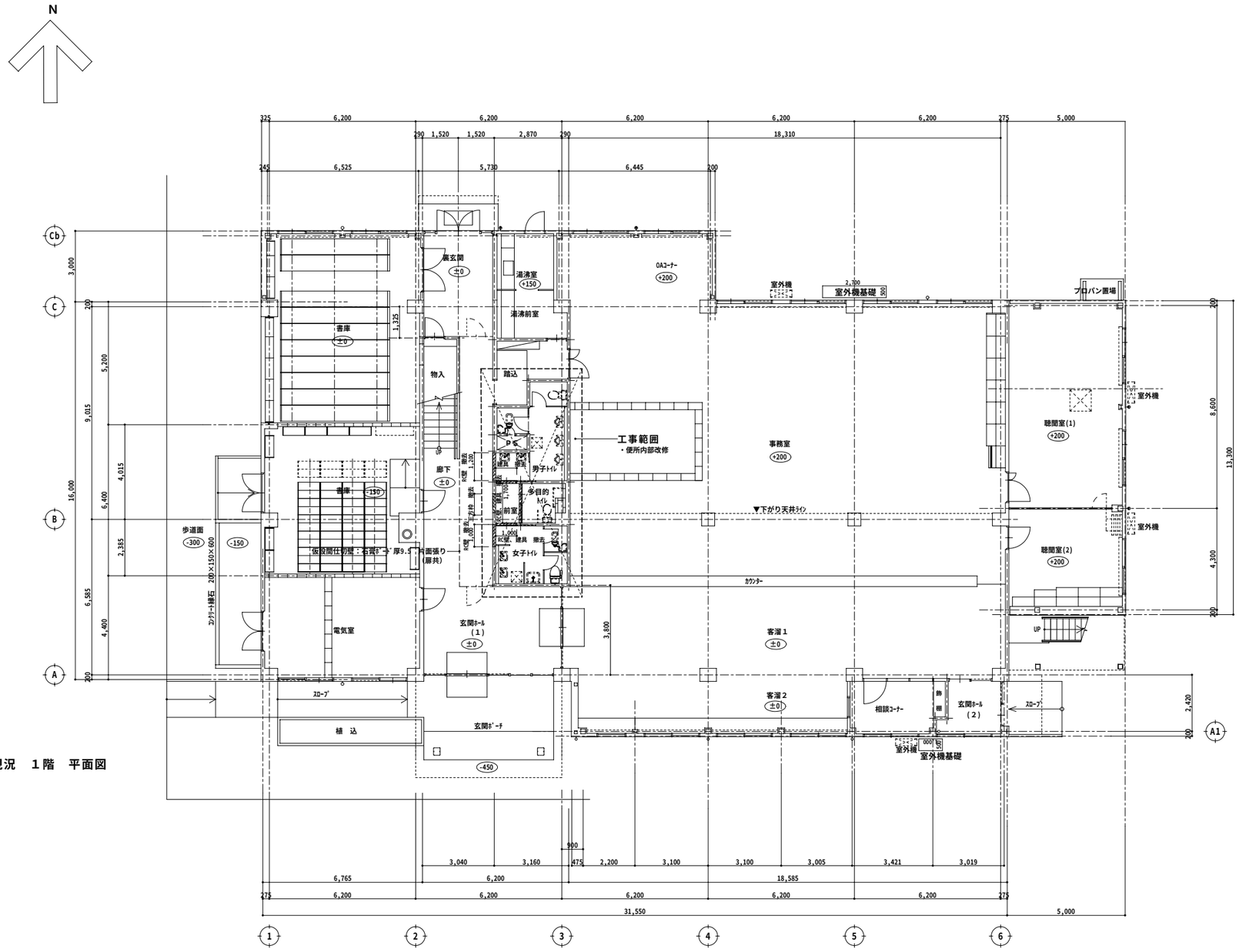

現況　１階　平面図

株式会社田設計一級建築士事務所 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号 〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４ ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８ 一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智	設計名称 鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	図面名称 現況　１階　平面図	縮尺 1/100(A1) 1/200(A3)		図面番号 A-09 日付

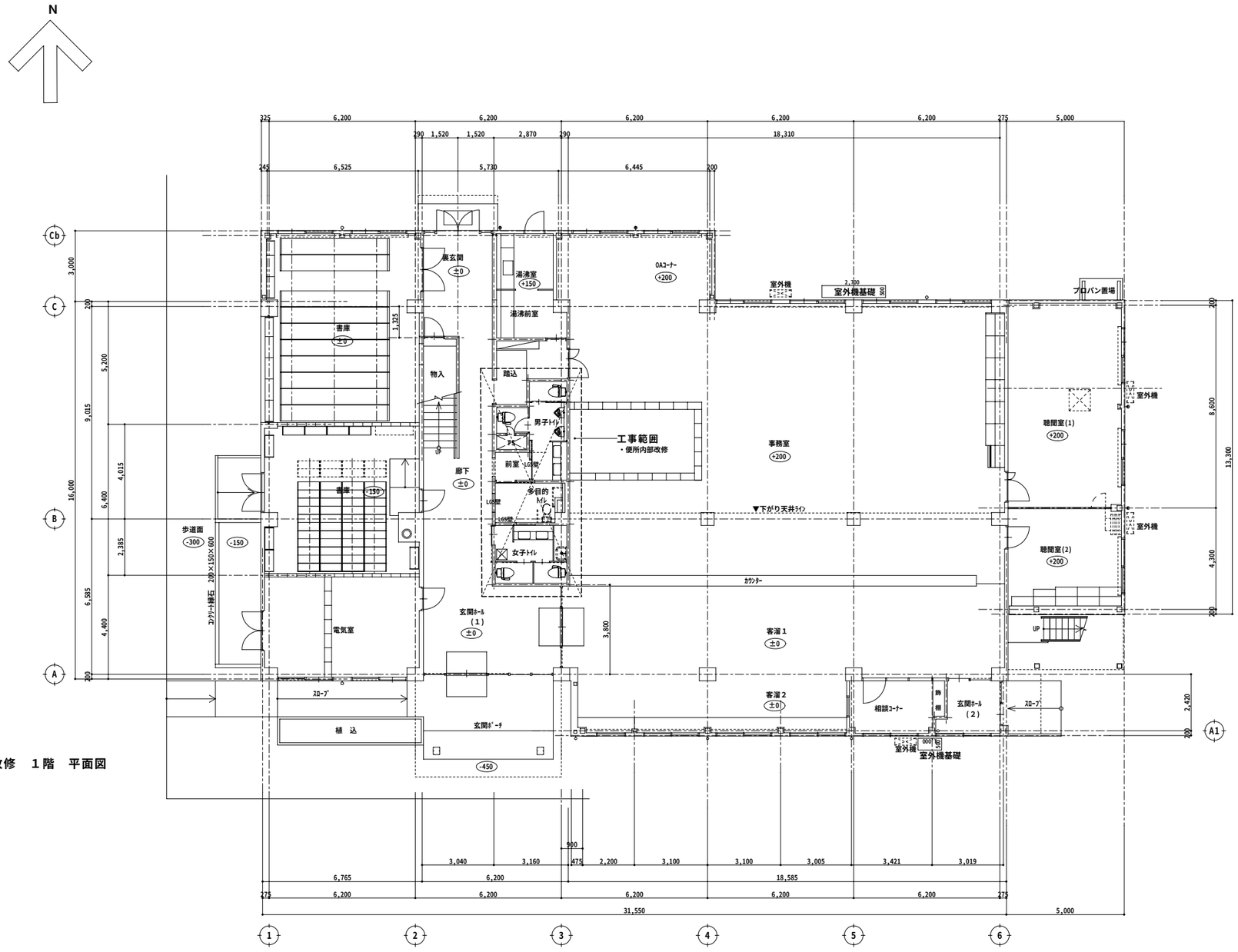

改修　１階　平面図

株式会社田設計一級建築士事務所 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号 〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４ ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７ ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８ 一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智	設計名称 鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	図面名称 改修　１階　平面図	縮尺 1/100(A1) 1/200(A3)		図面番号 A-10 日付

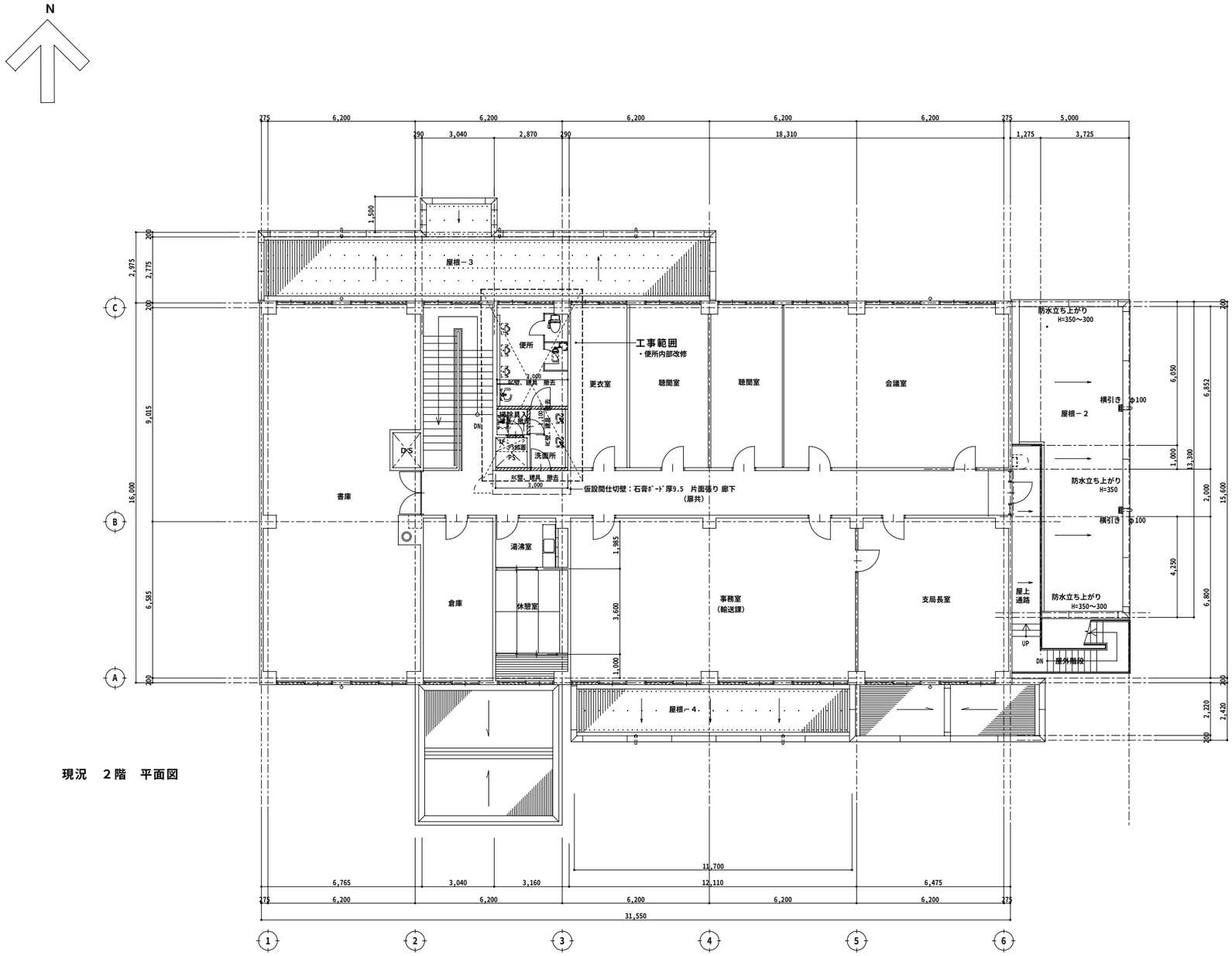

現況　２階　平面図

株式会社田設計一級建築士事務所 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号 〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４ ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７ ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８ 一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智	設計名称 鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	図面名称 現況　２階　平面図	縮尺 1/100(A1) 1/200(A3)		図面番号 A-11 日付

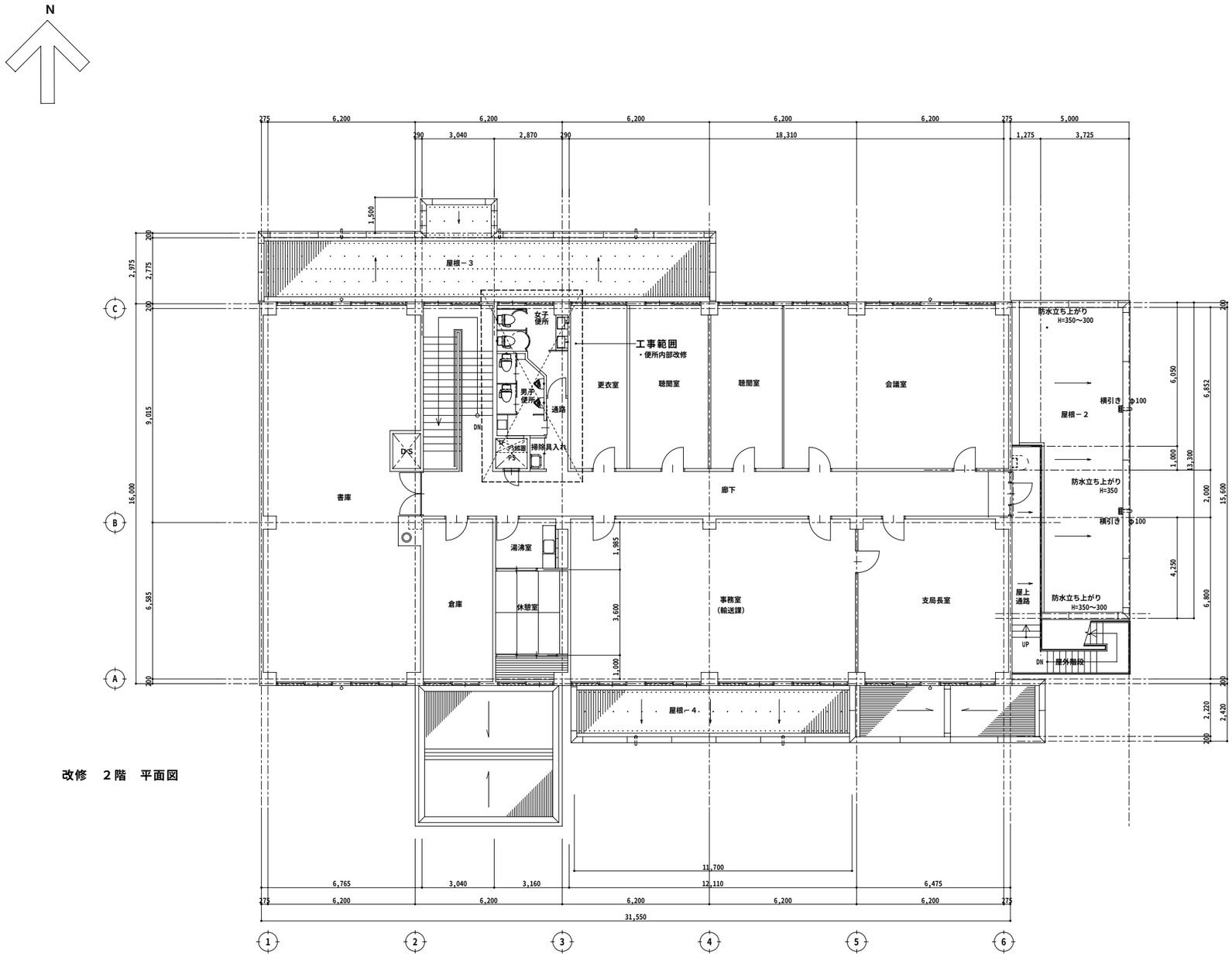

改修　２階　平面図

株式会社田設計一級建築士事務所 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号 〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４ ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７ ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８ 一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智	設計名称 鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	図面名称 改修　２階　平面図	縮尺 1/100(A1) 1/200(A3)		図面番号 A-12 日付

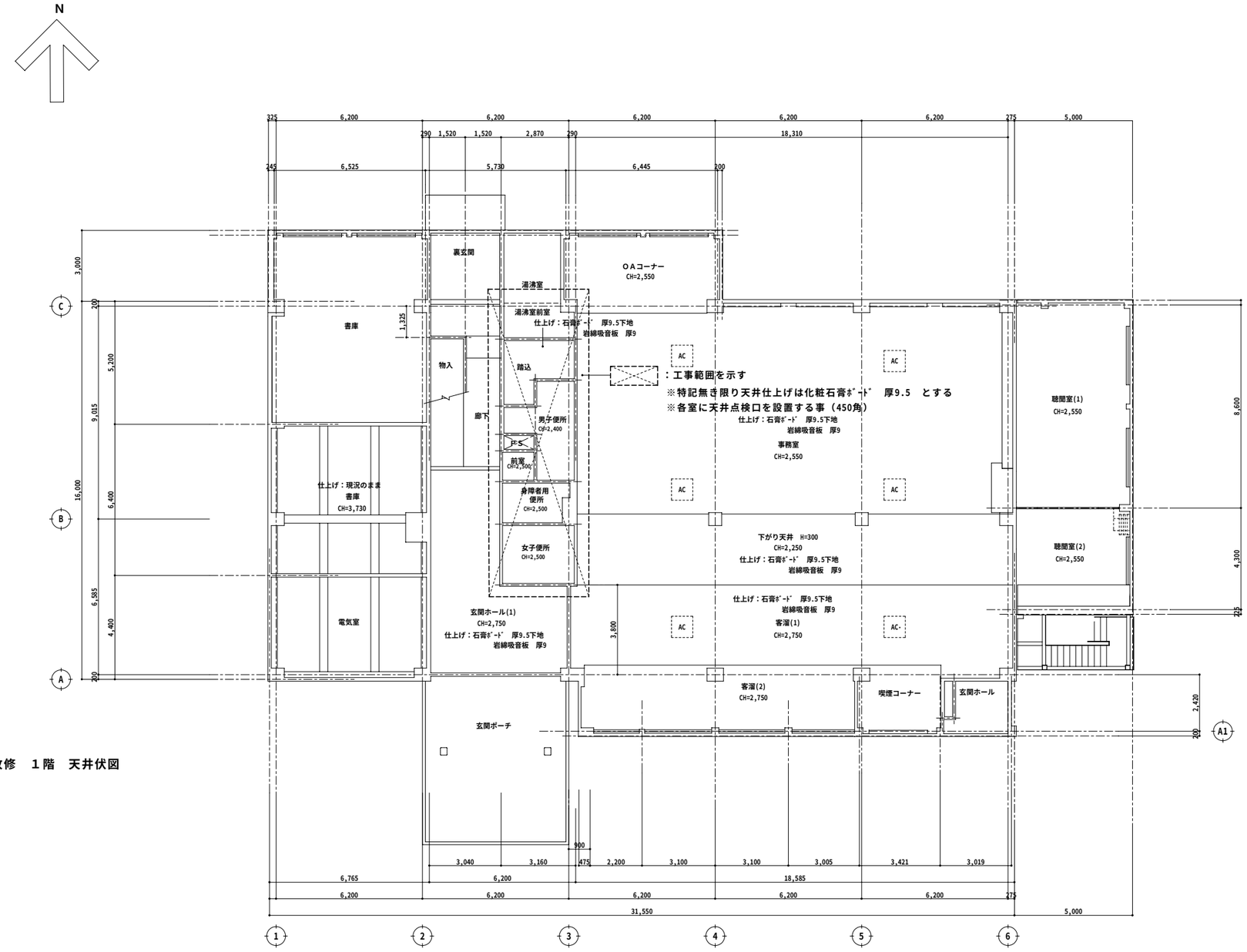

改修　１階　天井伏図

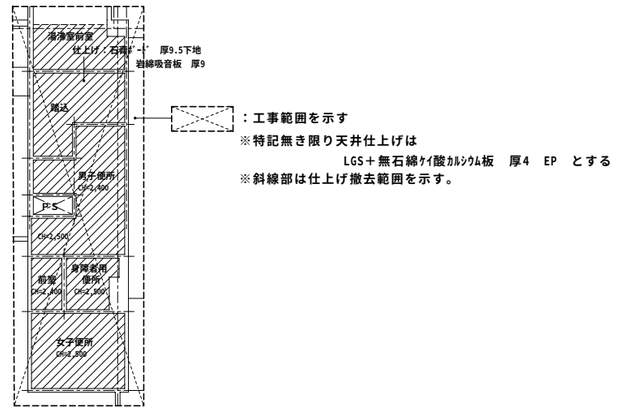

現況　１階　天井伏図

■特記事項
・
・
・

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修　１階　天井伏図	1/100(A1) 1/200(A3)	A-13
			日付

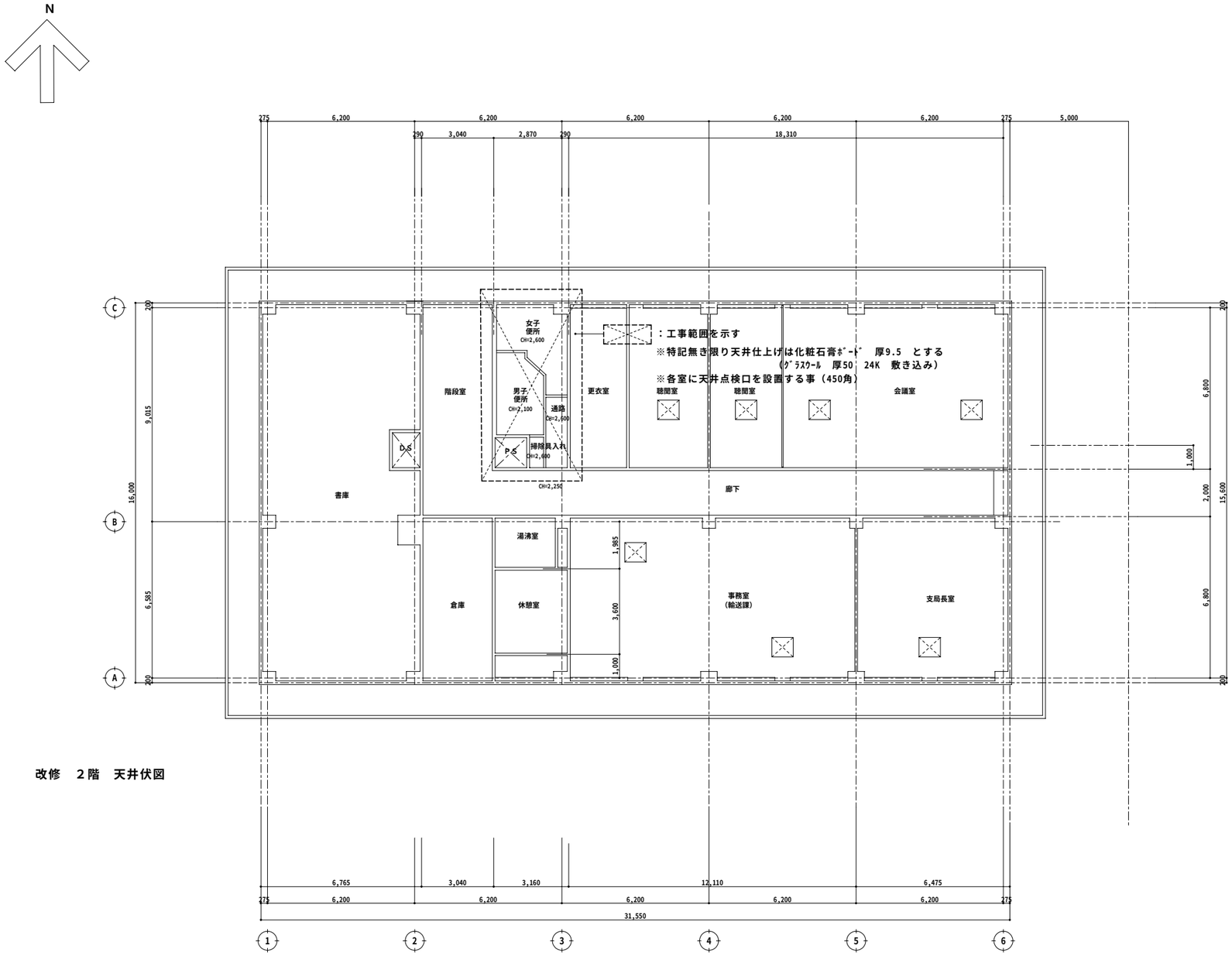

改修　２階　天井伏図

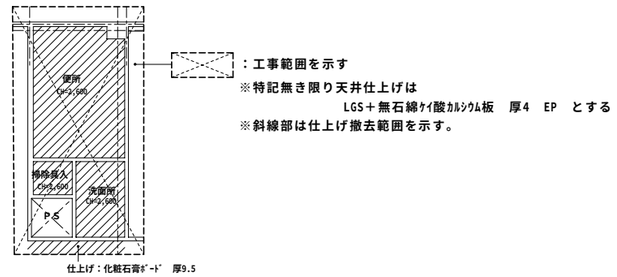

現況　２階　天井伏図

株式会社田設計一級建築士事務所 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号 〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４ ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８ 一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智	設計名称 鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	図面名称 現況、改修　２階　天井伏図	縮尺 1/100(A1) 1/200(A3)		図面番号 A-14 日付

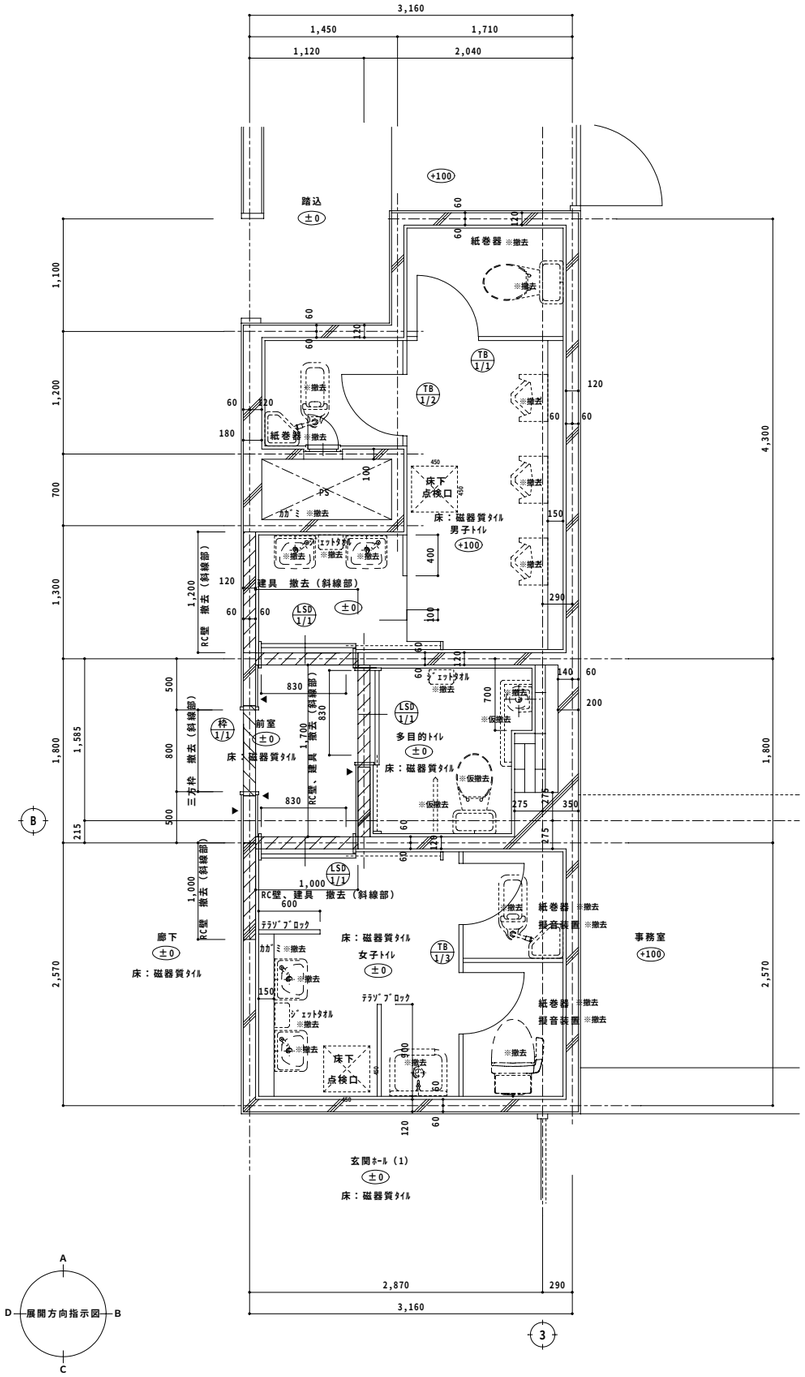

現況　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例
▼：ﾋﾞｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

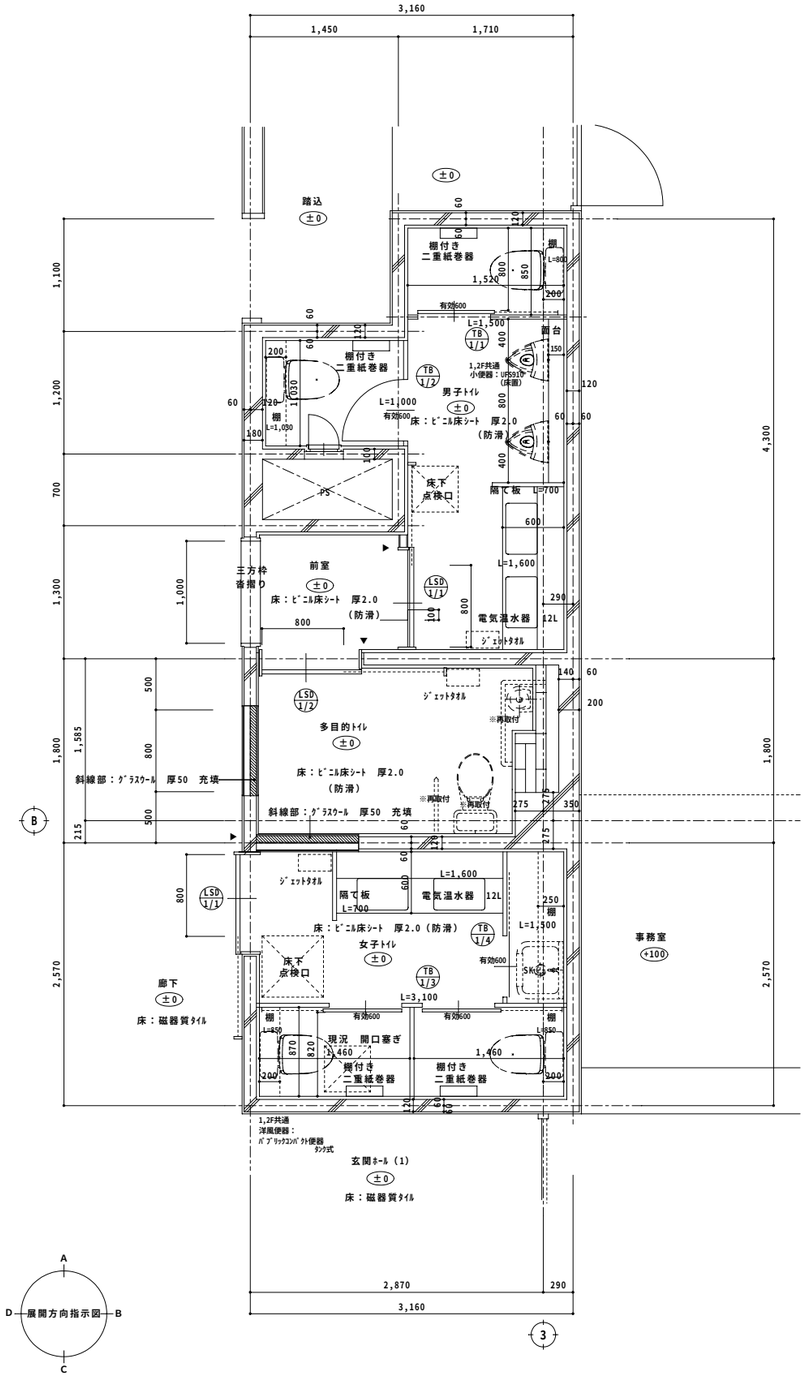

改修　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例
▼：ﾋﾞｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

■特記事項
※工事に際しては現況を解体撤去後、再度測量を行ない、施工図作成の上、監督員承認後工事を行う事。
※紙巻機器、手摺等が取り付く内壁、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ壁は補強下地を入れる事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修 １階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図	1/30(A1) 1/60(A3)	A-15
			日付

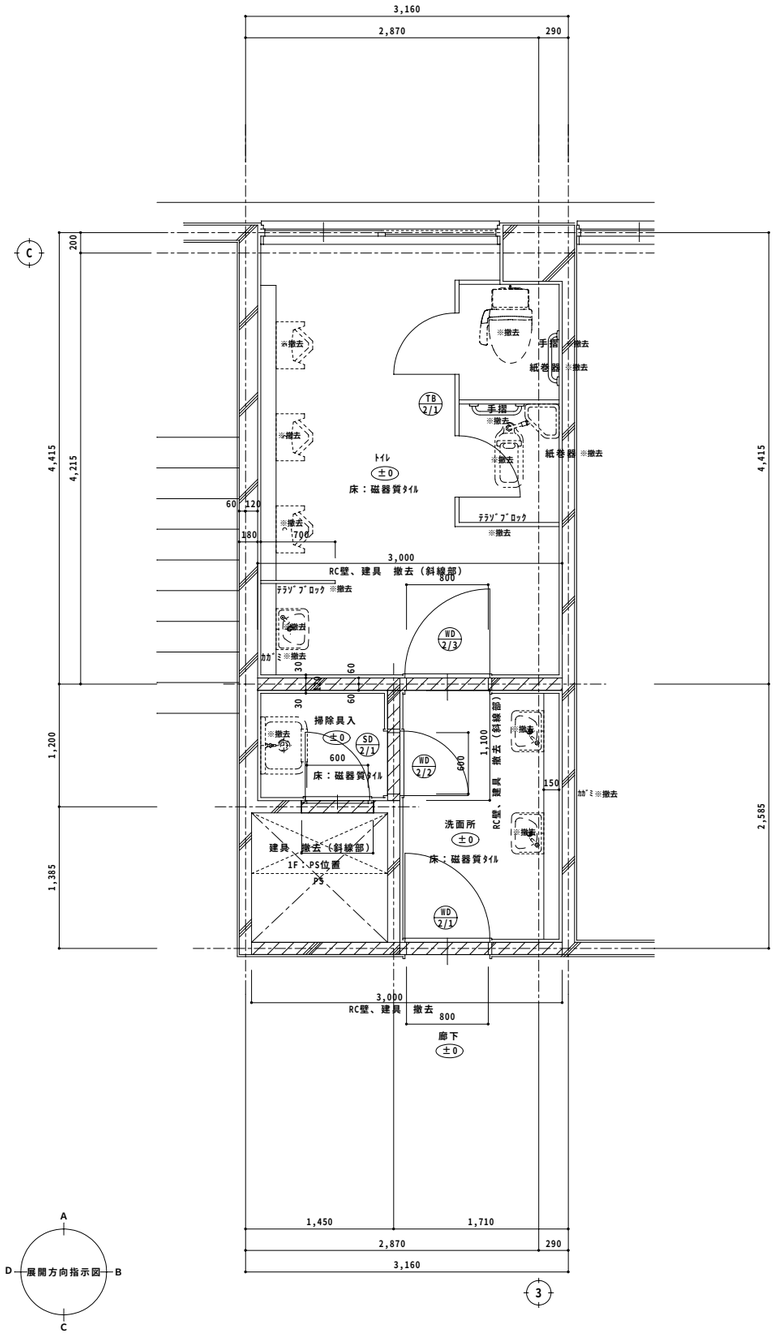

現況　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

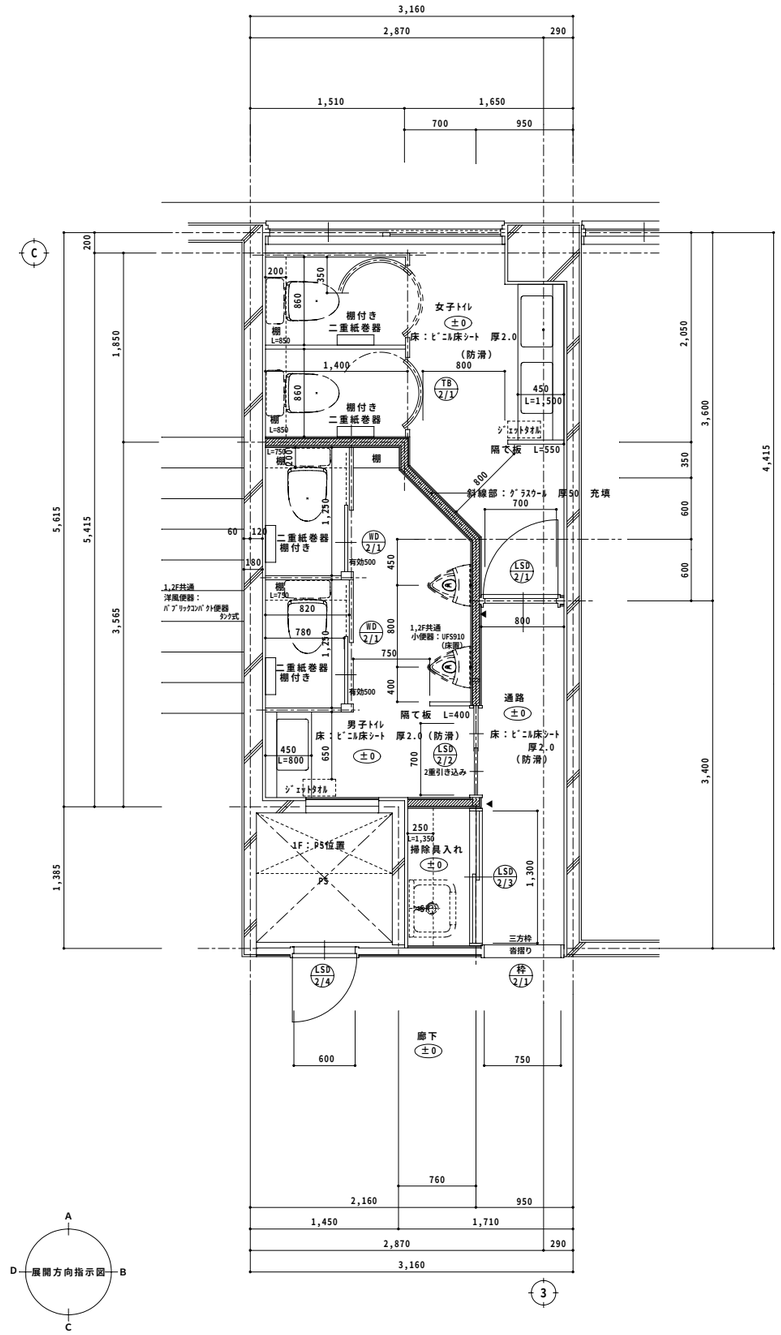

改修　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例
▼：ﾋﾞｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

■特記事項
※工事に際しては現況を解体撤去後、再度測量を行ない、施工図作成の上、監督員承認後工事を行う事。
※紙巻機器、手摺等が取り付く内壁、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ壁は補強下地を入れる事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修 ２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図	1/30(A1) 1/60(A3)	A-16
			日付

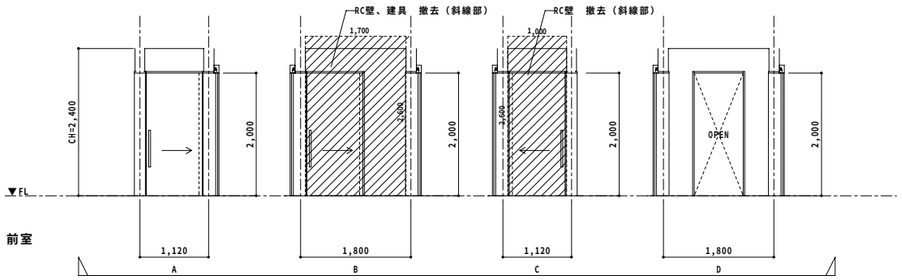

前室

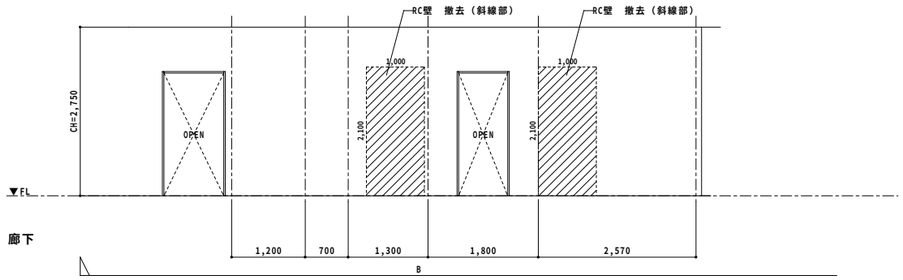

廊下

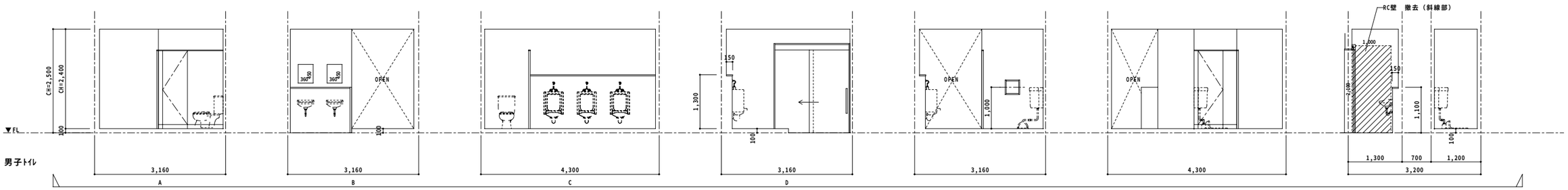

男子トイレ

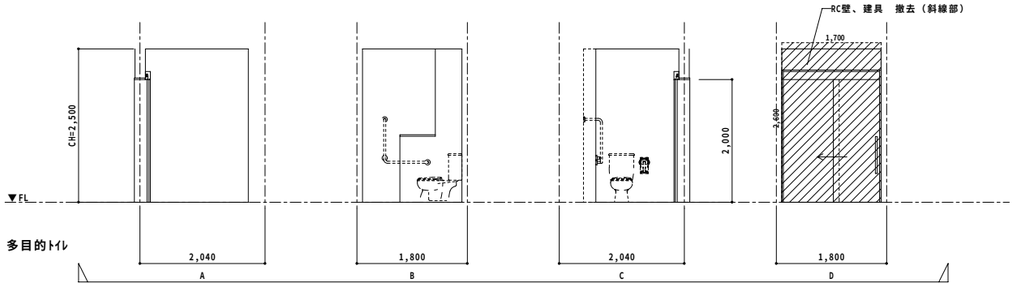

多目的トイレ

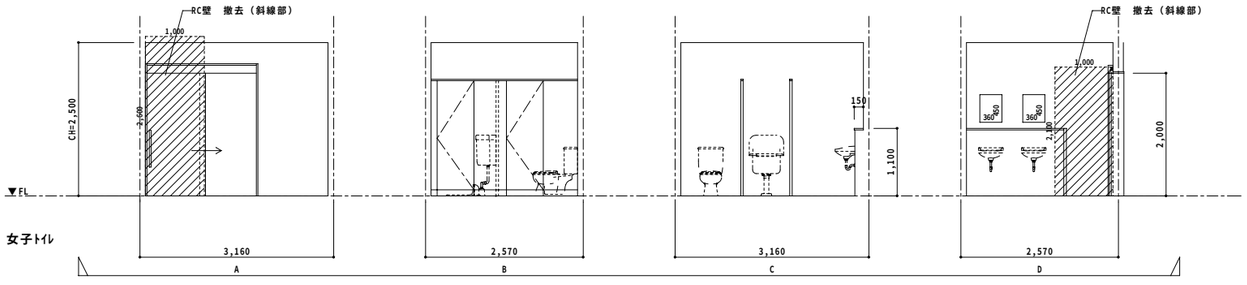

女子トイレ

■特記事項

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	現況　１階　展開図	1/50(A1) 1/100(A3)	A-17
			日付

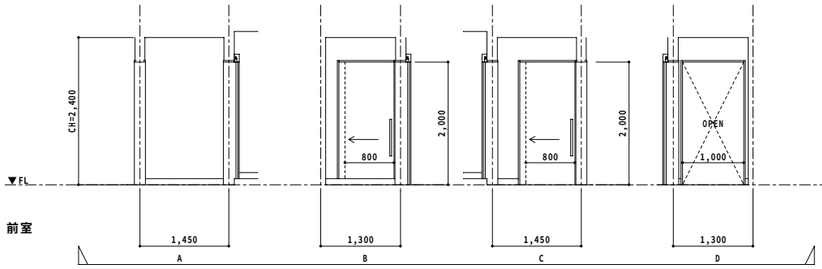

前室

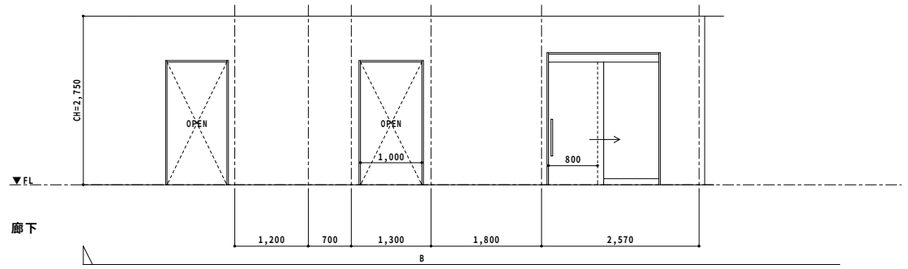

廊下

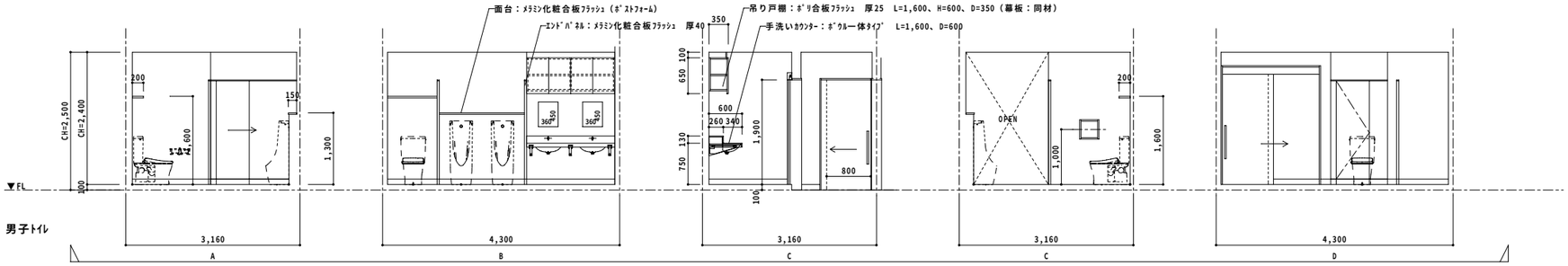

男子ﾄｲﾚ

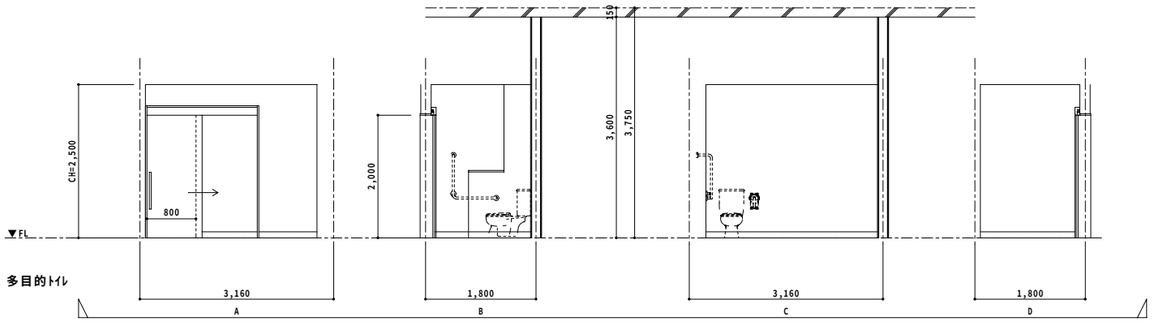

多目的ﾄｲﾚ

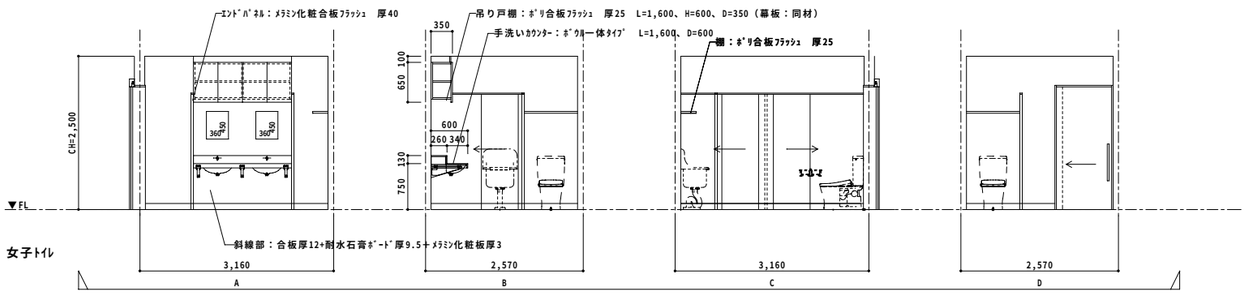

女子ﾄｲﾚ

■特記事項
※ｶｶﾞﾐ取り付け高さは現地打ち合わせの上決定する事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1－60875号
〒814-0104 福岡市城南区別府1－8－4
TEL 092－836－9907　FAX　092－836－9908
一級建築士　第165041号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	改修　1階　展開図	1/50(A1) 1/100(A3)		A-18
				日付

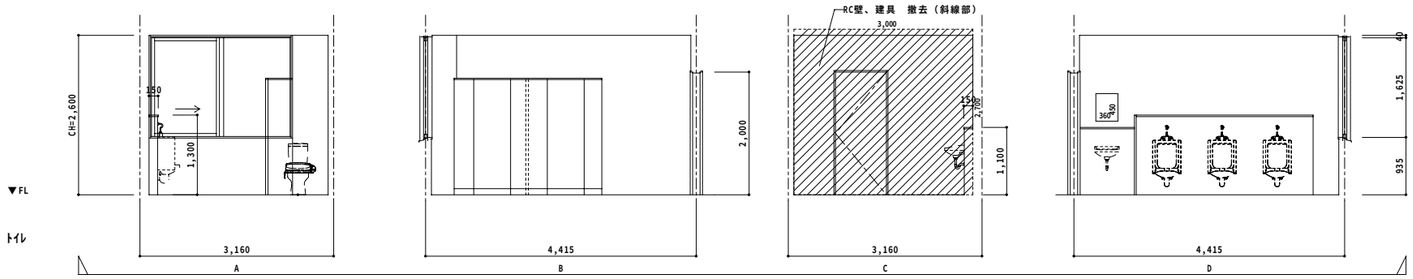

トイレ

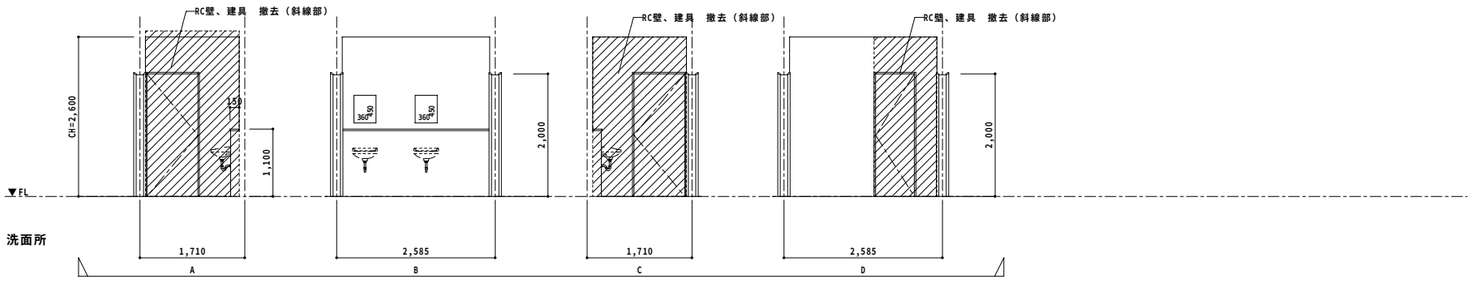

洗面所

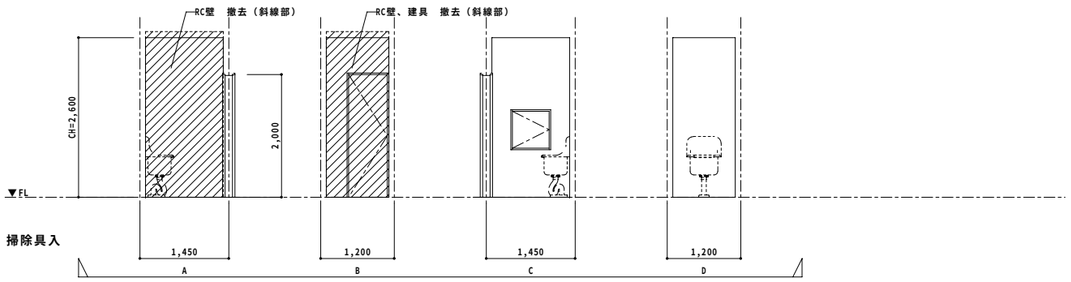

掃除具入

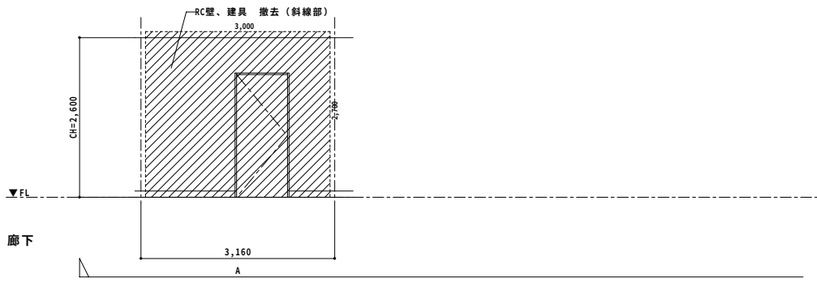

廊下

■特記事項

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	現況　２階　展開図	1/50(A1) 1/100(A3)		A-19
				日付

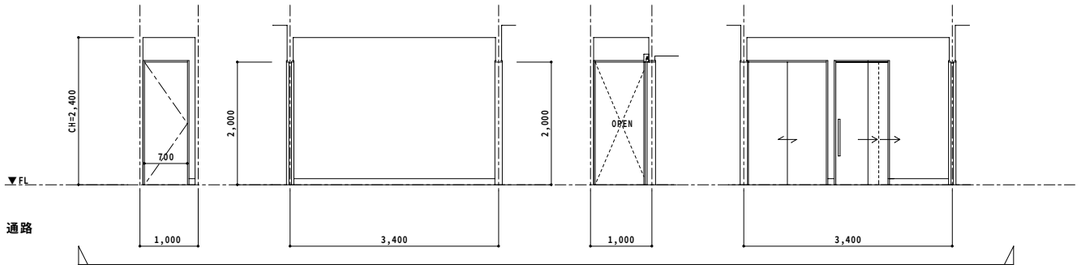

通路

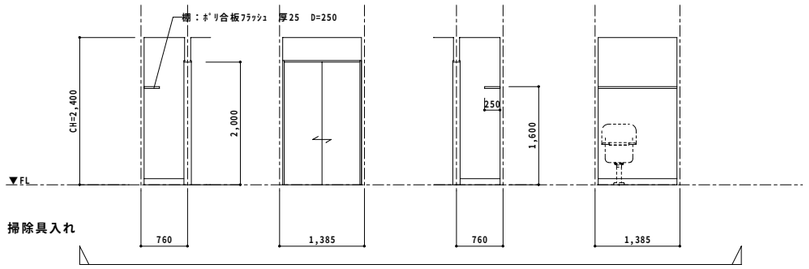

掃除具入れ

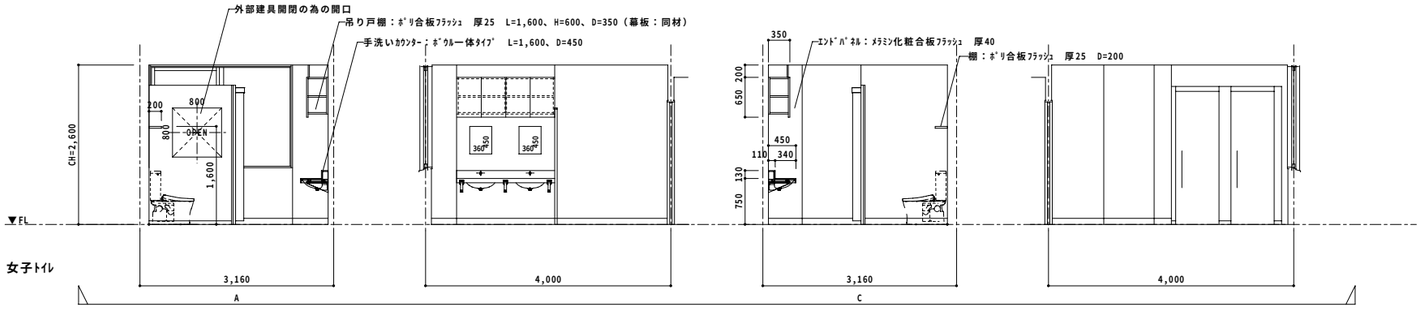

女子ﾄｲﾚ

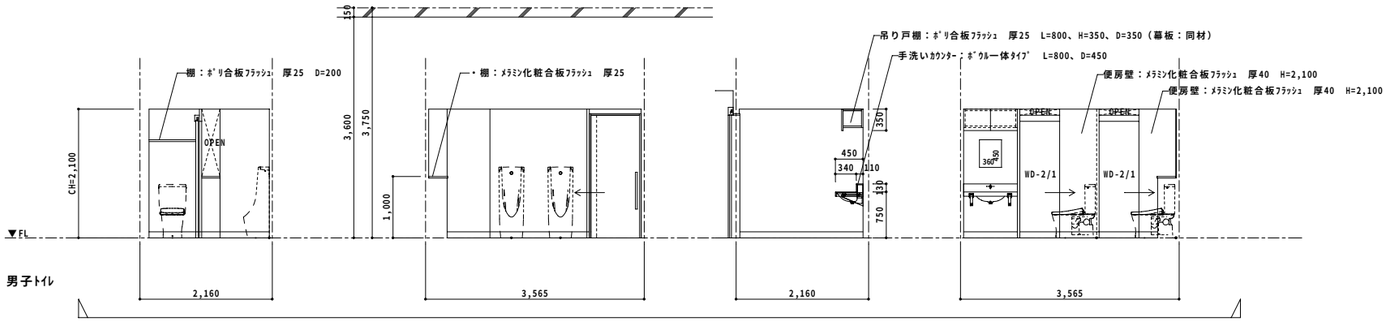

男子ﾄｲﾚ

廊下

■特記事項
※ｶｶﾞﾐ取り付け高さは現地打ち合わせの上決定する事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1－60875号
〒814-0104 福岡市城南区別府1－8－4
TEL 092－836－9907　FAX 092－836－9908
一級建築士　第165041号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	改修　2階　展開図	1/50(A1) 1/100(A3)		A-20
				日付

■現況　建具表　S=1:50

記号	LSD-1/1		WD-2/1	WD-2/2	WD-2/3		枠-1/1
姿図　寸法	※撤去 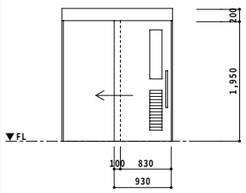		※撤去 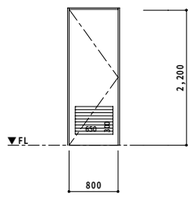	※撤去 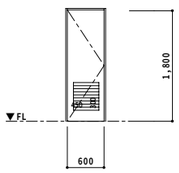	※撤去 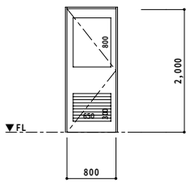		※撤去 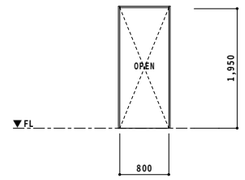
形式	片引きﾊﾝｶﾞｰ扉		片開き扉	片開き扉	片開き扉		三方枠
材質　見込	鋼製　130		木製　100	木製　100	木製　100		ｽﾃﾝﾚｽ　130
仕上	化粧鋼板		OP	OP	OP		HL
ｶﾞﾗｽ	型板ｶﾞﾗｽ　厚4				型板ｶﾞﾗｽ　厚4		
金物	引き棒（塩ﾋﾞ）L=600、ﾊﾝｶﾞｰ金物、他附属金物一式		握り玉	握り玉	握り玉		
備考	ｶﾞﾗﾘ、下枠：ｽﾃﾝﾚｽ製		ｶﾞﾗﾘ、下枠：ｽﾃﾝﾚｽ製	ｶﾞﾗﾘ、下枠：ｽﾃﾝﾚｽ製	ｶﾞﾗﾘ、下枠：ｽﾃﾝﾚｽ製		

記号	TB-1/1	TB-1/2	TB-1/3		TB-2/1	SD-2/1
姿図　寸法	※撤去 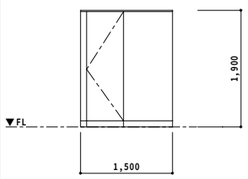	※撤去 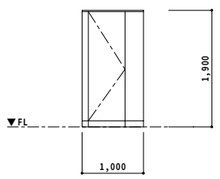	※撤去 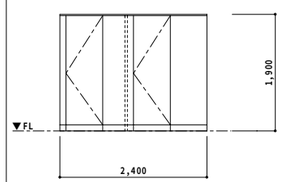		※撤去 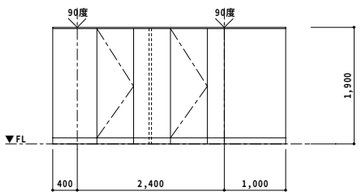	※撤去 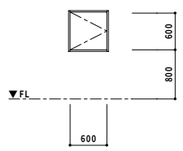
形式	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ		ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	片開き扉
材質　見込	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40		ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ　40	鋼製　100
仕上						OP
ｶﾞﾗｽ						
金物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式		附属金物一式	握り玉
備考						

■改修　建具表　S=1:50

記号	LSD-1/1	LSD-1/2	LSD-2/1	LSD-2/2	LSD-2/3	LSD-2/4	枠-1/1　枠-2/1
姿図　寸法	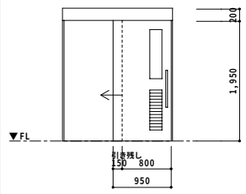	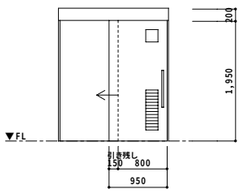	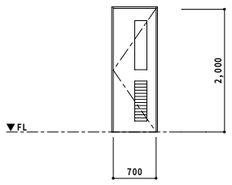	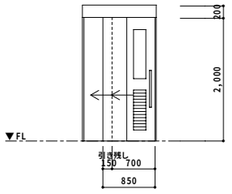	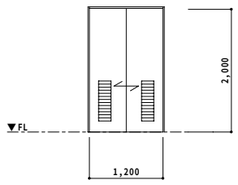	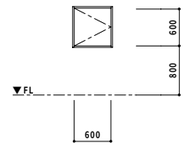	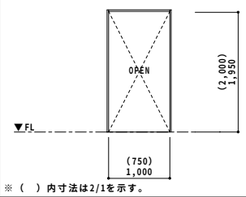 ※（　）内寸法は2/1を示す。
形式	片引きﾊﾝｶﾞｰ扉	片引きﾊﾝｶﾞｰ扉	片引き扉	片引きﾊﾝｶﾞｰ扉	引き違い扉	片開き扉	三方枠
材質　見込	鋼製　130	鋼製　130	鋼製　130	鋼製　130	鋼製　130	鋼製　100	ｽﾃﾝﾚｽ　130
仕上	化粧鋼板	化粧鋼板	化粧鋼板	化粧鋼板	化粧鋼板	化粧鋼板	HL
ｶﾞﾗｽ	型板ｶﾞﾗｽ　厚4	型板ｶﾞﾗｽ　厚4	型板ｶﾞﾗｽ　厚4	型板ｶﾞﾗｽ　厚4	―		
金物	引き棒（塩ﾋﾞ）L=600、ﾊﾝｶﾞｰ金物、他附属金物一式	引き棒（塩ﾋﾞ）L=600、表示錠、ﾊﾝｶﾞｰ金物、他附属金物一式	ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、丁番、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、他附属金物一式	引き棒（塩ﾋﾞ）L=600、ﾊﾝｶﾞｰ金物、他附属金物一式	引き手、ﾚｰﾙ、他附属金物一式	ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、丁番、他附属金物一式	
備考	ｶﾞﾗﾘ、下枠：ｽﾃﾝﾚｽ製 三和ｼｬｯﾀｰ　ｽﾑｰﾄﾞ　LS3ﾀｲﾌﾟ　面付き　同等品以上	ｶﾞﾗﾘ、下枠：ｽﾃﾝﾚｽ製 三和ｼｬｯﾀｰ　ｽﾑｰﾄﾞ　LS3ﾀｲﾌﾟ　面付き　同等品以上	ｶﾞﾗﾘ 三和ｼｬｯﾀｰ　ｽﾑｰﾄﾞ　LSDﾀｲﾌﾟ　同等品以上	ｶﾞﾗﾘ、下枠：ｽﾃﾝﾚｽ製 三和ｼｬｯﾀｰ　ｽﾑｰﾄﾞ　LS3ﾀｲﾌﾟ　二連引き込み　同等品以上	ｶﾞﾗﾘ、下枠:ｽﾃﾝﾚｽ ―		

記号	TB-1/1	TB-1/2	TB-1/3	TB-1/4	TB-2/1		WD-2/1
姿図　寸法	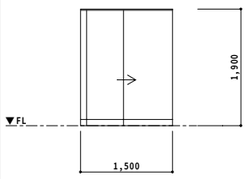	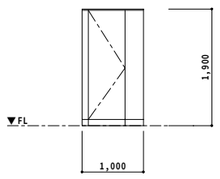	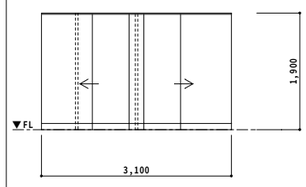	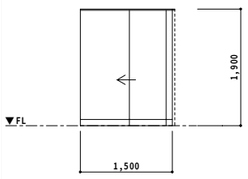	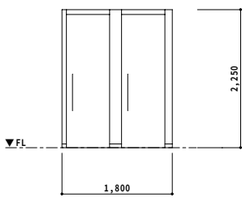		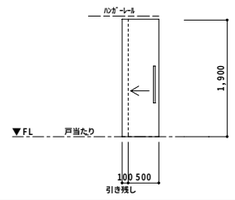
形式	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（片引き戸ﾀｲﾌﾟ）	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ		片引き扉
材質　見込	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40		ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ　40
仕上							
ｶﾞﾗｽ							
金物	表示錠、帽子掛け、付属金物一式	表示錠、帽子掛け、付属金物一式	表示錠、帽子掛け、付属金物一式	表示錠、帽子掛け、付属金物一式	表示錠、帽子掛け、付属金物一式		引き手、表示錠（非常解錠）、帽子掛け、ﾊﾝｶﾞｰ金物、
備考	笠木：ｱﾙﾐ押出型材、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ 三和ｼｬｯﾀｰ　ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ　ﾗﾊﾞﾝﾀﾞｰ　TA40　同等品以上	笠木：ｱﾙﾐ押出型材、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ 三和ｼｬｯﾀｰ　ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ　ﾗﾊﾞﾝﾀﾞｰ　TA40　同等品以上	笠木：ｱﾙﾐ押出型材、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ 三和ｼｬｯﾀｰ　ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ　ﾗﾊﾞﾝﾀﾞｰ　TA40　同等品以上	笠木：ｱﾙﾐ押出型材、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ 三和ｼｬｯﾀｰ　ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ　ﾗﾊﾞﾝﾀﾞｰ　TA40　同等品以上	笠木：ｱﾙﾐ押出型材、巾木：ｽﾃﾝﾚｽ 三和ｼｬｯﾀｰ　R ﾌﾞｰｽ　TR40　一般仕様　同等品以上 （外部建具開閉の為の開口を設ける　展開図参照）		他附属金物一式

■特記事項

※紙巻機器、手摺等が取り付く内壁、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ壁は補強下地を入れる事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	現況、改修　建具表	1/50(A1) 1/100(A3)		A-21
				日付

鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事

電気設備　仕様書

I 工事概要

1．工事場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．建物概要

建物名称	構　造	階 数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	耐震安全性の分類（建築設備）	備　考
鹿児島運輸支局	ＲＣ	2		１５項		

3．工事種目及び工事科目（⊙印の付いたものが対象工事）

工事科目 ＼ 建物別及び屋外	庁舎1Fﾄｲﾚ						屋外
⊙ 電灯設備	改修 一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 動力設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 電気自動車用充電設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式
・ 電熱設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 雷保護設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式
・ 受変電設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式
・ 電力貯蔵設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 発電設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式
・ 構内情報通信網設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 構内交換設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 情報表示設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 映像・音響設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 拡声設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 誘導支援設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ テレビ共同受信設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 監視カメラ設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 駐車場管制設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 防犯・入退室管理設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 火災報知設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 中央監視制御設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 構内配電線路							一式
・ 構内通信線路							一式
⊙ 撤去工事	改修 一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式
・ 仮設工事	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式

4．指定部分　　・無　　・有

II 工事仕様

1．共 通 仕 様

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、・印がついたものによる。
　⊙ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）
　⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
　⊙ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）（以下「標準図」という。）

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図、建築工事の特記仕様書は（　／　）図による。

2．特 記 仕 様

（1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は、・に○印の付いたものを適用する。

項　目	特記事項
1　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・　風圧力 　風　速　（Ｖ　0=　　） 　地表面粗度区分（　　） ・　積雪荷重 　建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
2　特定建設資材等の処理	・　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行なう。 　ただし、工事契約後にやむをえない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。 　分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 　1)　再資源化等が完了した年月日 　2)　再資源化等をした施設の名称及び所在地 　3)　再資源化等に要した費用 　分別解体の方法 　工　程：・新　築　・増　築　・修　繕　・模様替 　作業内容：建築設備工事　・有　・無 　分別解体の方法：・手作業　・手作業・機械作業併用 ・　特定建設資材廃棄物の種類と再生資源化等をする施設 　特定建設資材廃棄物の種類：・コンクリート　・コンクリート及び鉄から成る建設資材　・木　材　・アスファルト・コンクリート 　再生資源化等をする施設の名称： 　所　在　地：

③ 発生材の処理等について

・　特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
　・ 引渡しを要するもの　（　・　金属類　・電線、ｹｰﾌﾞﾙ類　・　　）
　・ 特別管理産業廃棄物　（　・　ＰＣＢ使用機器　・　蓄電池　・　　）
　・ ＰＣＢ使用機器の有無については、調査を行い結果を監督職員に報告する。
　　ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。
　・ 再生資源化を図るもの
　　（・ 蛍光ﾗﾝﾌﾟ、白熱灯［再資源化施設：　　］・ 小形二次電池
　　・ 蓄電池［広域的処理認定業者：　　］）
　・ 引渡しを要するもの及び再生資源化を図るもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出処理費は別途とする。
・　発生材一時保管、集積場所　・　構内に有り　・　構内になし

④ 環境への配慮

（1）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月閣議決定）」による特定調達品目の場合は、判断の基準等を満たすものとする。

（2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。
　①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
　②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
　③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
　④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

（3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
　①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
　②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
　③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
　④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

⑤ 機材の品質等

（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

（2）本工事に於いて別表－１に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。
　ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
　①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
　②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
　③安定的な供給が可能であること。
　④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
　⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
　⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

6　室内空気中の化学物質の濃度測定

測定対象室及び箇所数は次による。

測定対象室	箇所数

⑦ 電 気 工 事 士

最大電力５００ｋｗ以上の場合においても、第１種電気工事士により施工を行う。

8　工事用仮設物

構内につくることが　・できる　・できない

9　監督員事務所

・ 設けない
・ 設ける　（・ 既存の建物内の一部を使用する。）
　　（・ 面積規模　・１０　・２０㎡程度　）

10　足場その他

・別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置する。
　・ 内部足場（・　種　・　種）、外部足場（・　種　・　種）
　・ 建築工事で設置する。
　・ 機械設備工事で設置する。

⑪ 施 工 調 査

改修標準仕様書によるほか、下記による。
事前調査（　・○ 本工事　・ 別途工事　）
調査項目（　・ 既存資料調査　・　）
調査範囲（　・ 図示　・　）
調査方法（　・ 図示　・　）

12　仮設備工事

仮電源　（　・ 受変電　・ 発電　・　）
仮設備期間（　・ 図示　・　）

13　撤去後の補修

壁付け器具、床置き機器、天井付け機器の撤去跡の取付ボルト孔、壁面、天井面の変色等は監督職員と協議して補修を行う。

14　建設発生土の処理

・ 構内指示の場所に敷ならし　・ 構内指示の場所にたい積　・ 構外搬出(約　　ｋｍ)
・ 再利用を図る

分　類	受け入れ施設名	受け入れ場所	搬出距離
建設発生土			

上記に示す受け入れ場所・搬出距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。

15　耐 震 措 置

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。
（1）設計用水平地震力
　機器の重量［kN］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。
　設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設 重要機器	・ 特定の施設 一般機器	・ 一般の施設 重要機器	・ 一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注)　上層階の定義は次による。
　２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・重要機器は次のものを示す。
　・ 配電盤　・ 発電装置（防災用）　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置
　・ 交換機　・ 自動火災報知受信機　・ 中央監視装置　・ 通信総合盤

（2）設計用鉛直地震力
　設計用水平地震力の１/２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

16　配管引込部の地盤変位への対応

想定沈下量（　・ 小規模　・ 中規模　・ 大規模　）

⑰ は　つ　り

はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。

18　非破壊検査

非破壊検査による埋設物の調査をする。
なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。

19　配線本数、管路等

分電盤、制御盤、端子盤等の２次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数、管径等は、図面と相違しても差しつかえない。ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。

⑳ 形状・寸法等

姿図の形状寸法等は参考とし、図示と多少相違してもよい。

21　屋外の支持金物

屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは、溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス鋼製とする。

22　露出金属配管の塗装

・ 屋外［　・あり（塗装範囲は図示による）　・なし　］
・ 屋内［　・あり（塗装範囲は図示による）　・なし　］

23　呼　び　線

長さ１ｍ以上の入線しない電線管には１．２mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

24　フラッシュプレート

フラッシュプレートは、図面に特記なき場合
（ ・ 金属製(ステンレス、新金属を含む)　・ 樹脂製)とする。

25　表　　示

スイッチ・コンセント・ブランクプレート及びプルボックスなどで用途の判別し難いものは、表示する。ハンドホール・マンホールのふたは、用途別に「電力」「通信」と表示する。

26　再 使 用 機 器

取外し再使用機器は、性能確認のため絶縁抵抗測定を行う。

27　電 路 の 保 護

特記のない引き下げ部分及び露出部分の配線はＭＭ１(Ａ型)に保護する。貫通部分の配線は、金属管などにて保護する。

28　照明器具の接地

コードペンダント以外の放電灯器具、ＬＥＤ照明器具及び水気のある場所の白熱灯器具は、接地する。なお、金属管配線の場合は、配管を利用してもよい。(乾燥した場所のコンパクト形器具(２７Ｗ以下)を除く)

29　発電機回路コンセント

発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。

30　インバーター装置の規約効率

三相可変速運転用インバーター装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（ｋＷ）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考）（1）規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
　　（2）規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧 200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

31　盤 類 の 塗 装

盤類キャビネットの塗装は、指定色仕上げとする。

32　外 灯 ポ ー ル

外灯ポールは、亜鉛付着量３５０g/㎡(ＪＩＳ Ｈ ８６４１「溶融亜鉛めっき」に規定するＨＤＺ３５)以上の溶融亜鉛めっきを施し、エッチングプライマー、指定色仕上げとする。

33　地 中 埋 設 標

下記の地中埋設標を設ける。材質及び個数は図示による。
・ 電力用　・ 通信用

34　標 識 シ ー ト

標準仕様書によるほか、低圧地中幹線路及び通信地中幹線路にも設ける。

35　基 本 料 金

本受電後の基本料金を下記のとおり負担する。
　契約種別－－　　契約電力－－　　期　間－－

36　接　地　極

接地極の材料は、下表による。
（ＥＢは、Ｄ＝１４、Ｗ＝４０、Ｌ＝１，５００）
（測定用ＥＢは、Ｄ＝１０、Ｗ＝３０、Ｌ＝１，５００）

＼	接地の種類	記号	接地極	
電力	共　同	EA・C・D	ＥＰ-0.9	１枚以上
			ＥＢ	２本以上
	Ａ 種(第１種)	ＥＡ	ＥＢ	６本以上
	Ｂ 種(第２種)	ＥＢ		２本以上
	Ｄ 種(第３種)	ＥＤ		１本以上
	Ｃ 種(特別第３種)(１０Ω以下)	ＥＣ		６本以上
通信情報	構内交換機用直流電源装置（陽極）	Ｅｔ	ＥＰ-0.9	１枚以上
			ＥＢ	２本以上
	保 安 用（１０Ω以下）	ＥＡｔ	ＥＢ	６本以上
	保 安 用（１００Ω以下）	ＥＤｔ		１本以上
	拡声用増幅器（１００Ω以下）	ＥＤｔ		１本以上
	電話引込口の保安器用（100V以下）	ＥＬｔ	ＥＢ	１本以上
雷保護	雷 保 護 設 備	ＥＬＡ	ＥＰ-0.6	２枚
	高 圧 避 雷 器	ＥＬＨ	ＥＢ	６本以上
	測　定　用	ＥＯ	ＥＢ	１本以上

㊲ 機器取付高さ

図面に特記なき場合は、表－１による。

38　図中の配線記号

図面に特記なき場合は、表－２による。

39　他工事又は他工種との工事区分

図面に特記なき場合は、工事区分表による。

表－１　機器の標準取付高さは、図面に特記がない場合は、下表による。

名　称	測　点	取付高(mm)	名　称	測　点	取付高(mm)
電力計器類：積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	音響：壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	壁付アッテネータ	〃	1,300
			ITV監視：情報表示盤	〃	天井高×0.9
電灯：分電盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）	壁付発信器	〃	1,300
スイッチ	〃	1,300	ベル・ブザー・チャイム	〃	2,300
スイッチ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	1,100	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(一般)	〃	1,300
壁付コンセント（一般）	〃	300	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
〃　（和室）	〃	150	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	床上～中心	1,300
〃　（台上）	台上～中心	150～ 200	インターホン親機	〃	1,300
〃　（土間）	床上～中心	800～1,300	壁付呼出押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
〃（電動車椅子用）	〃	900	壁付復帰ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	1,500
ブラケット(一般)	〃	2,100～2,300	壁付表示灯(多機能ﾄｲﾚ)	〃	2,300
〃　（踊場）	〃	2,000～2,500	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ(一般)	〃	300
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150	〃　（和室）	〃	150
動力：壁掛形制御盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）	共同受信：テレビ端子（一般）直列ユニット	〃	300
開閉器箱	〃	1,500	テレビ端子（和室）直列ユニット	〃	150
制御用スイッチ	〃	1,300	機器収容箱	天井下～上端	200
警報盤	〃	1,800	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
構内交換：端子盤（室内）	床上～下端	300	火災報知：機器収容箱	〃	800～1,500
集合保安器箱	天井下～上端	200	発信機	床上～中心	800～1,500
壁付ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ（一般）	床上～中心	300	警報ベル	〃	2,300
〃　（和室）	〃	150	表示灯	〃	2,100
壁付電話機（一般）	〃	1,300	液化石油ガス用検知器	床上～上端	300
時計：壁掛形親時計	〃	1,500（上端1,900以下）			
子時計	〃	天井高×0.9			

注）天井高3,000mm以上の場合、上記取付高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

表－２　配線中の図記号は、特記なき場合は下表による。
（1）電線サイズなどが記号に併記されている場合は、それによる。
（2）床隠ぺい配線の場合も適用する。
（3）図面中に配線記号表等があるものは、それを優先する。

記　号	名　称	記　号	名　称
井戸：═══	コンクリート貫通部分	（室　名）	スラブ天井を示す
((　　))	既設配管	═══	配線保護部分
═══C═══	(PF16)	═══ – ═══	EM-EEF1.6-2C　天井ころがし
═══	EM-IE1.6x2(PF16)	═══ – ═══	EM-EEF1.6-3C　〃
═══	EM-IE1.6x3(PF16)	═══ – ═══	EM-EEF1.6-2C x2　〃
═══	EM-IE1.6x4(PF16)	═══ – ═══	EM-EEF2.0-3C（1芯アース）〃
配線サイズが附記されたものは、そのサイズの配線に読み替える。			
動力及び通信：═══	EM-AE1.2-2C(PF16)	═══ – ═══	EM-AE1.2-2C　天井ころがし
═══	EM-AE1.2-3C(PF16)	═══ – ═══	EM-AE1.2-3C　〃
═══	EM-AE1.2-4C(PF16)	═══ – ═══	EM-AE1.2-4C　〃
═══	EM-AE1.2-2C+AE1.2-3C(PF16)	═══ – ═══	EM-AE1.2-2C+AE1.2-3C　〃

別表－１

蛍光灯器具（防爆及び防災用照明器具を除く）	ＬＥＤ照明器具（一般屋内用に限る。）
照明制御装置	可変速運転用ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置
分電盤	制御盤
ｷｭｰﾋﾞｸﾙ式配電盤	高圧ｽｲｯﾁｷﾞｱ(CUB形)
高圧ｽｲｯﾁｷﾞｱ(PUB形)	高圧交流遮断器
高圧進相ｺﾝﾃﾞﾝｻ	高圧限流ﾋｭｰｽﾞ
高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）
交流無停電電源装置	監視カメラ装置
太陽光発電装置（ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ及び系統連系保護装置）	
中央監視制御装置	

III 工事概要（改修工事の場合のみ記載する）

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	電気設備　改修　特記仕様書	A1＝－ A3＝－	E-01
			日付

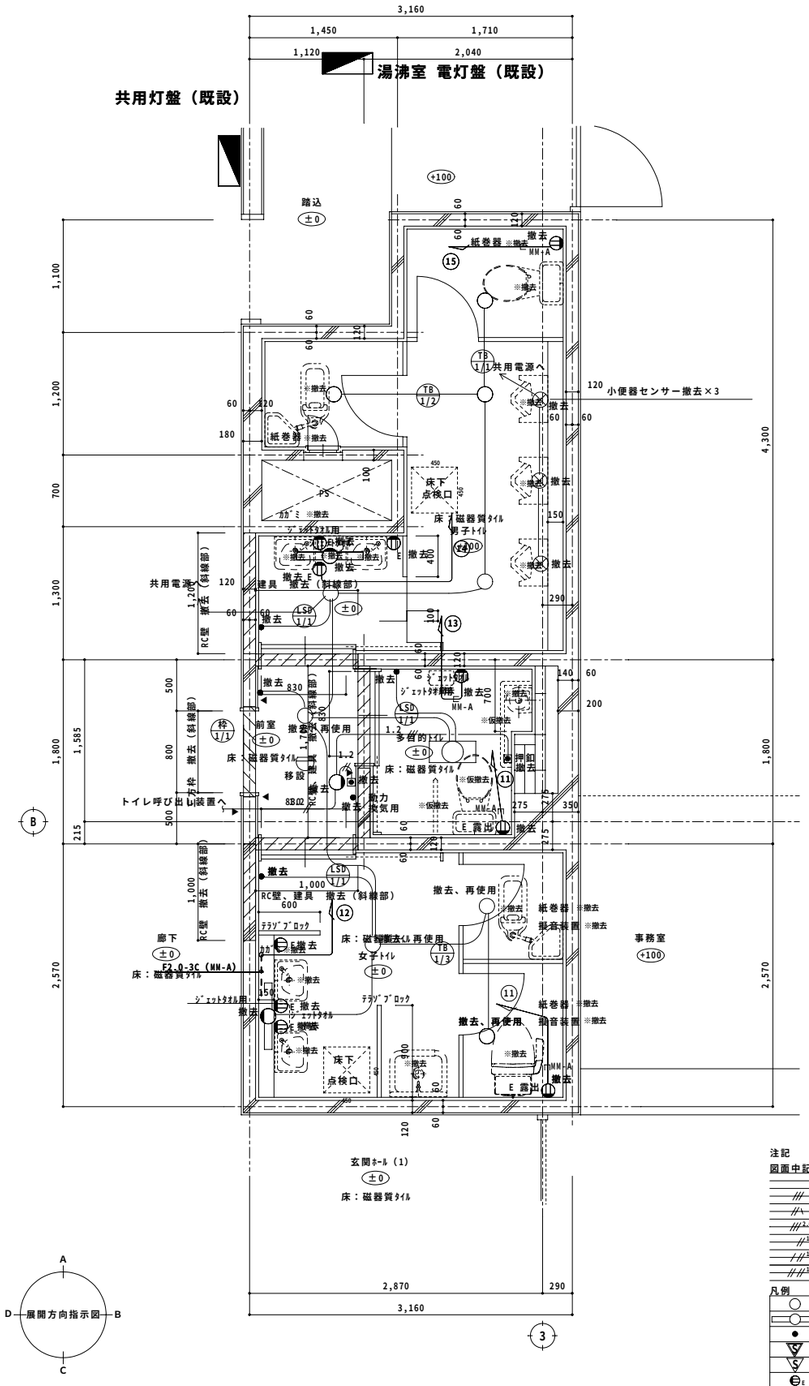

現況　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例
▼：ﾋﾟｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

注記
図面中記入なきケーブルは下記の通りとする

	VVF1.6-2 壁内配管保護PF16、露出部メタルモールMM-A
	VVF1.6-3 壁内配管保護PF16、露出部メタルモールMM-A
	VVF2.0-3（1心アース）壁内配管保護PF22、露出部メタルモールMM-A
2.0	VVF2.0-3 壁内配管保護PF22、露出部メタルモールMM-A
1.2	EM-AE1.2-2c
1.2	EM-AE1.2-3c
1.2	EM-AE1.2-2P

凡例

	照明器具LED　埋込ダウンライト
	照明器具LED　40天井埋込型
	埋込スイッチ、SUSカバー付き
	熱線センサー親機　100V3A
	熱線センサー子機　DC12V連動子機
E	埋込コンセントEターミナル、SUSカバー付き
2E	埋込コンセント2口、Eターミナル、SUSカバー付き
E露出	埋込コンセントEターミナル、SUSカバー付、露出ボックス
2E露出	埋込コンセント2口、Eターミナル、SUSカバー付、露出ボックス
	差動式スポット型感知器
	天井内ジョイントボックス
	メタルモール用コーナーボックス
動力	動力換気用用 屋上排気ファン用　（移設の上、同等品に取替え）
	押釦

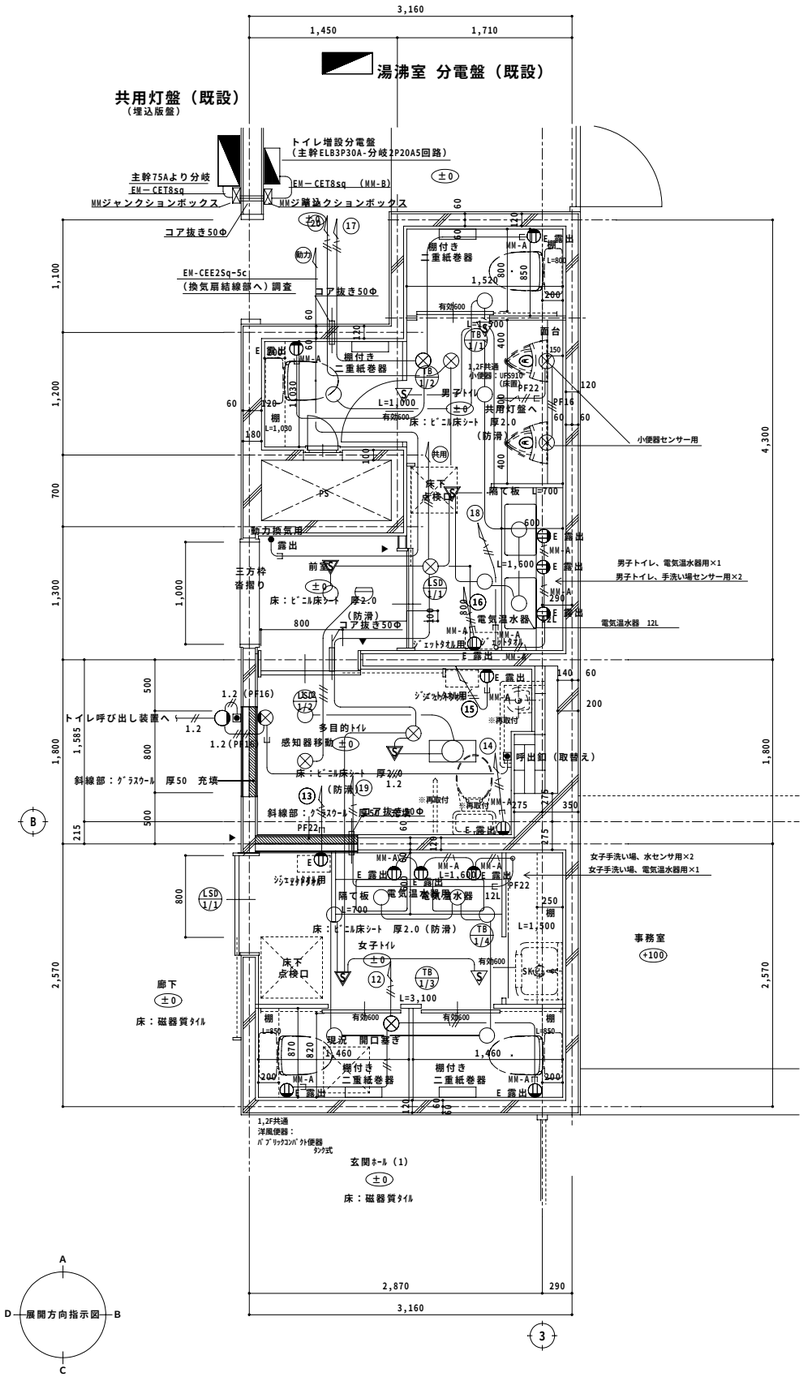

改修　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例
▼：ﾋﾟｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

■特記事項
※工事に際しては現況を解体撤去後、再度測量を行ない、施工図作成の上、監督員承認後工事を行う事。
※紙巻機器、手摺等が取り付く内壁、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ壁は補強下地を入れる事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７ ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修　１階　平面詳細図（電気設備工事）	1/30(A1) 1/60(A3)	E-02
			日付

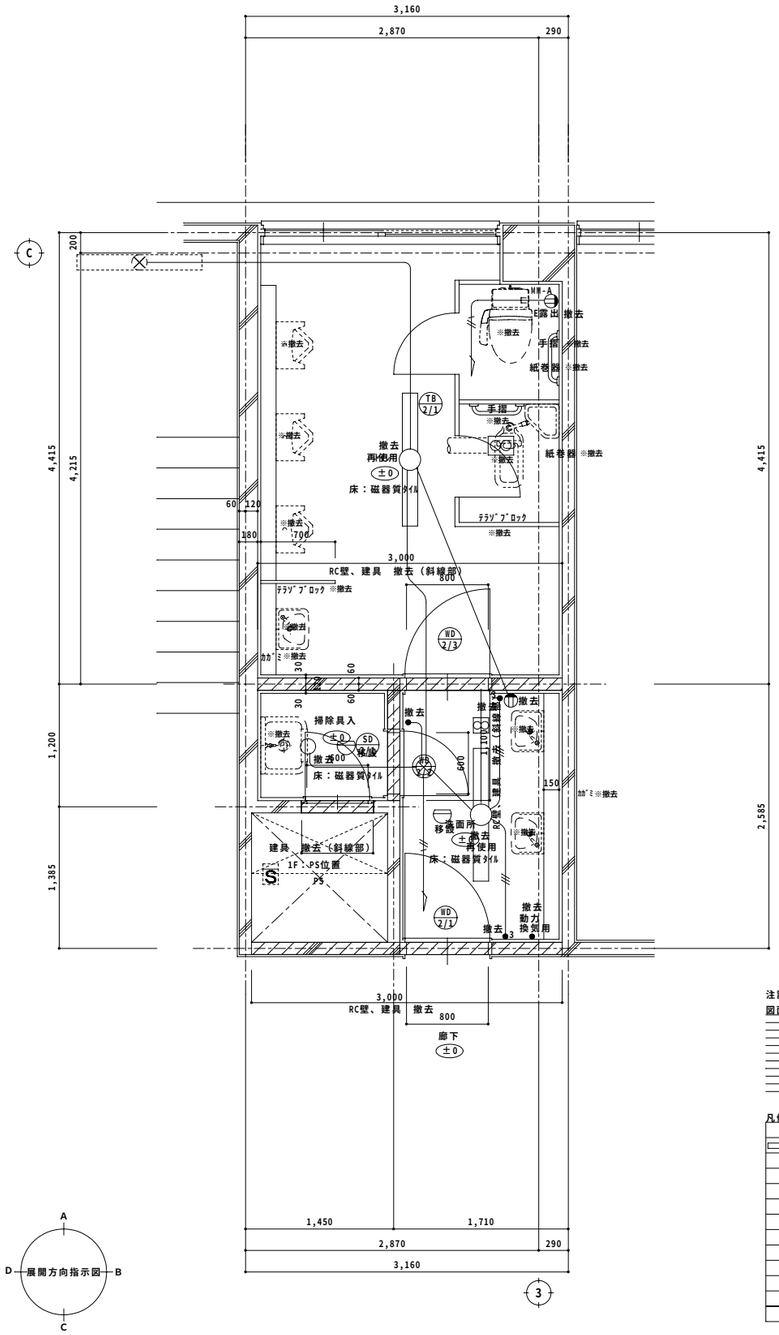

現況　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

注記

図面中記入なきケーブルは下記の通りとする

	VVF1.6-2　、既設はIV1.6×2（E19）
	VVF1.6-3　、既設はIV1.6×3（E19）
	VVF2.0-3（1心アース）、既設はIV2.0×3（E19）
2.0	VVF2.0-3
	VVF2.0-3×2

凡例

	照明器具LED　埋込ダウンライト
	照明器具LED　40天井埋込型
●	埋込スイッチ、SUSカバー付き　●3　3路スイッチ
	熱線センサー親機　100V3A
	熱線センサー子機　DC12V連動子機
E	埋込コンセントEターミナル、SUSカバー付き
E露出	埋込コンセントEターミナル、SUSカバー付、露出ボックス
	差動式スポット型感知器
	天井内ジョイントボックス
●動力	動力換気扇用 屋上排気ファン用　（移設の上、同等品に取替え）

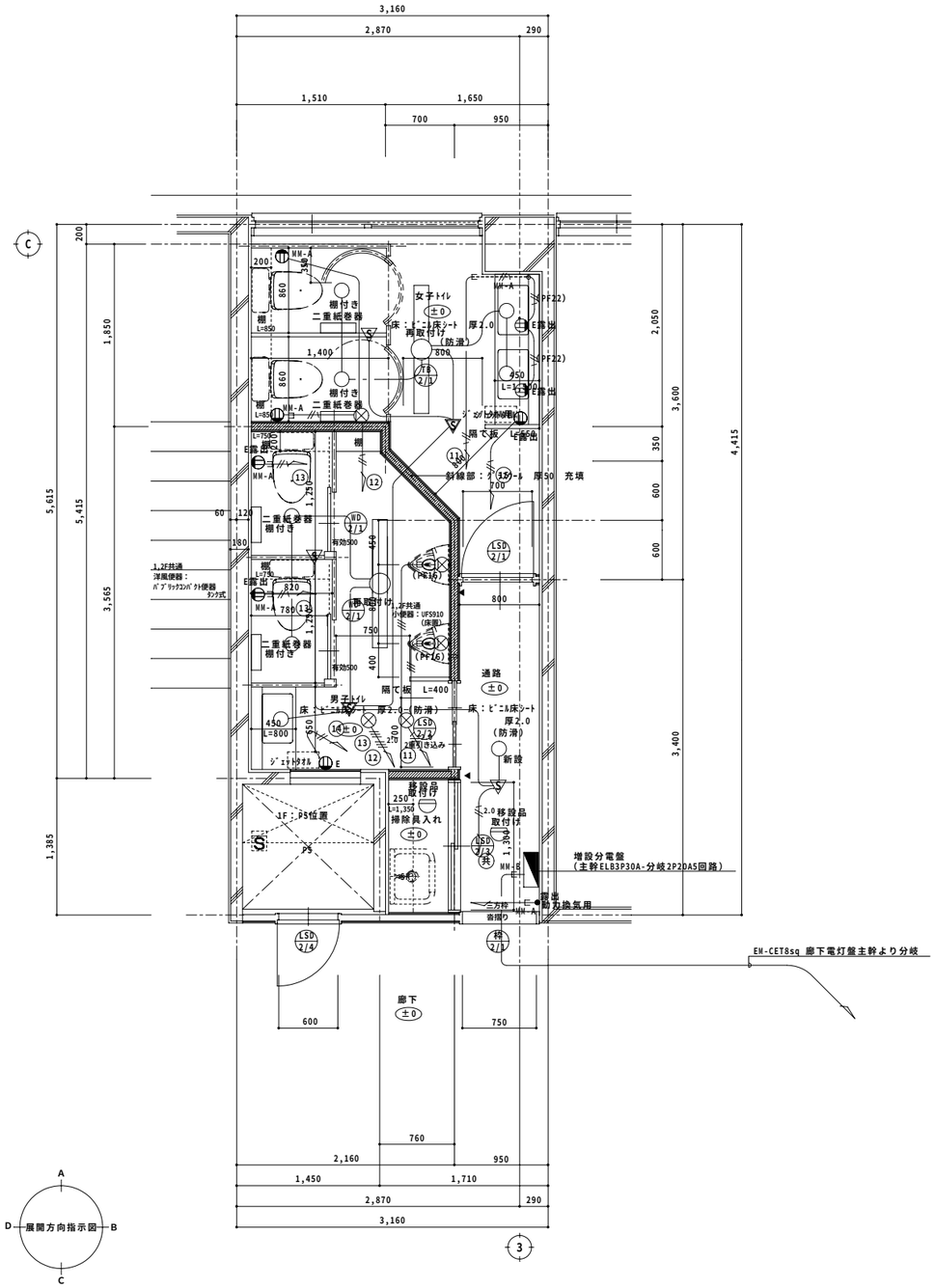

改修　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例

▼：ﾋﾟｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

■特記事項

※工事に際しては現況を解体撤去後、再度測量を行ない、施工図作成の上、監督員承認後工事を行う事。

※紙巻機器、手摺等が取り付く内壁、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ壁は補強下地を入れる事。

株式会社田設計一級建築士事務所

一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号

〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４

ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８

一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修　２階　平面詳細図（電気設備工事）	1/30(A1) 1/60(A3)		E-03
				日付

鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事

機械設備　仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
鹿児島運輸支局	RC	2		15項	

3．工事種目（●印の付いたものを適用する）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別					屋外
○空気調和設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○換気設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○排煙設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○自動制御設備	一式	一式	一式	一式	一式	
●衛生器具設備	一式	一式	一式	一式	一式	
●給水設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
●排水設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○給湯設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○消火設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○厨房設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ガス設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○浄化槽設備						一式
●撤去工事	一式	一式	一式	一式	一式	一式
	一式	一式	一式	一式	一式	

4．指定部分　●無
　　○有

5．設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種別	設備概要
空調方式 主要熱源機器	○個別空調方式 ○パッケージ形空気調和機
自動制御方式	○電気式　○電子式　○デジタル式
給水方式	○高置タンク方式　○水道直結方式　○受水槽+加圧ポンプ方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（　○合流式（　　系統）　●分流式　） ポンプ排水　○有（○汚物　○雑排水　○湧水）　○無 建物外放流先 (1)汚　水　○直放流下水管　○浄化槽 (2)雑排水　○直放流下水管　○浄化槽
消火設備の種類	○屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備　○泡消火設備 ○連結散水設備　○連結送水管　○不活性ガス消火設備（　○　　）
ガスの種類	○都市ガス（種別　　，高位発熱量　　MJ/Nm3，低位発熱量　　MJ/Nm3 供給圧力　　Pa，供給事業者名　　） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

Ⅱ　工事仕様

1．共通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の標準仕様書等による。
ただし、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
●公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）
●公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
●公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　/　）図、建築工事の特記仕様書は（　/　）図による。

2．特記仕様

項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速（ V$0=　　m/s ） 地表面粗度区分（　　） ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	● 環境への配慮	1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成27年2月閣議決定）」による。 2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

● 材料・機材の品質等	(1)本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2)別表−1に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべて事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
● 施工調査	
● 施工調査	事前調査　●本工事　○別途 調査内容　調査項目　●既存資料調査 調査範囲　○図示　○ 調査方法　○図示　○ はつり作業及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監理者に報告する。
○ 足場その他	○別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○内部足場（　○　種　○　種　）　○外部足場（　○　種　○　種　） ○電気設備工事　○建築工事で設置したものは使用できるする。
○ 埋戻し土・盛土	○根切り土の中の良質土（ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ○山砂の類
● 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（平成25年版）によるほか、監督職員の指示による。
○ 総合調整	○本工事　　○別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ○風量調整　○水量調整　○室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定　○騒音の測定　○飲料水の水質の測定
○ 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないもの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
○ 電源周波数	60Hz
○ 容量等の表示	(1)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
○ 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。 (1)機器の据付及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数 1.0 及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

	機器種別	○特定の施設 重要機器	○特定の施設 一般機器	●一般の施設 重要機器	●一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層 2 階、10～12階建の場合は上層 3 階、13階建以上の場合は上層 4 階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・重要機器は次のものを示す。
○給水機器（　　）
○排水機器（　　）
○換気機器（　　）
○空調機器（　　）
○熱源機器（　　）
○防災設備（　　）
○監視制御設備（　　）
○危険物貯蔵装置（　　）
○火を使用する設備（　　）
○避難経路上に設置する機器（　　）
(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の 1/2 とする。

○ 地中埋設標等	(1)地中埋設標　○要（図示による）　○不要 (2)埋設表示テープ　○要（排水管を除く）　○不要
○ 配管	(1)ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○呼び径 60Su 以下（　　） (2)溶接部の非破壊検査　○不要　○要（検査の種類：　　抜取率　　%）
○ 試験	既設配管を含む部分の試験 ○不要　●要（方法及び圧力：公共建築工事標準仕様書第２章 第９節　試験要領に基づく。）
○ 保温	○多湿箇所（天井内共）は下記による。 ○浴室（ユニットは除く）　○脱衣室　○厨房（天井内は除く）○ ○共同溝内の保温は、標準仕様書第２編の施工箇所（　　）とする。
○ 塗装	下記の配管、ダクト等は、塗装を行う。 ○屋外露出（配管用炭素鋼鋼管(白)　空調排水管） ○屋内露出（　　）
○ 非破壊検査	放射線透過試験等による埋設物の調査を行う。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。
○ 天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
○ 他工事との工事区分	図面に特記なき場合は、別表−2「他工事との工事区分表」による。 ただし、これにより難い場合は、監理者と協議する。
○ 電線類	電線及び EM ケーブルは、標準仕様書第4編1.5.1　表4.1.11による。
● 特定建設資材の処理	本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監理者と協議する。 分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 1)再資源化等が完了した年月日 2)再資源化等をした施設の名称及び住所 3)再資源化等に要した費用 分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
○新築 ○増築 ○修繕 ○模様替	建築設備工事 ○あり ○なし	○手作業 ○手作業、機械作業併用

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地
○ｺﾝｸﾘｰﾄ		
○ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄から成る建設資材		
○木　材		
○ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ		

○ 室内空気中の化学物質の濃度測定	測定対象室及び箇所数は次による。

測定対象室	箇所数

○ 監督職員事務所	○設けない ○設ける　○既存の建物内の一部を使用する　○構内に設置する〈○10　○20）㎡ 程度
○ 工事用仮設物	構内につくることが（　○できる　　○できない　）
○ 建設発生土の処理	○構内敷きならし　○再利用を図る　○場外適正処分

分類	受け入れ場所	搬出距離
建設発生土	km	

○ 空気調和設備

○ 設計温湿度	

	外気		屋内（調整目標）					
			一般系統		厨房系統			
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	34.2 ℃	56.9 %	26 ℃	成行 %	30 ℃	成行 %	℃	%
冬季	1.9 ℃	47.7 %	20 ℃	成行 %	℃	%	℃	%

○ 鋼板製煙道	(1)ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。 (2)鋼板厚（　○3.2mm　○4.5mm　）
○ ダクト	○低圧ダクト（　○コーナーボルト工法（長辺の長さが 1,500mm 以下の部分） ○アングルフランジ工法　）とする。 ○高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
○ 風量測定口	取り付け位置は図示による。
○ チャンバー	(1)内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2)空気調和機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3)外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
○ ダンパー	(1)防煙ダンパー　復帰方式　遠隔復帰式（定格入力は DC24V、0.7A 以下とする） (2)ピストンダンパー　復帰方式　遠隔式
○ 配管材料	(1)冷温水管　○ (2)冷却水管　○ (3)油管　○ (4)膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　○ (5)空調用排水管　●硬質ポリ塩化ビニル管VP (6)冷媒管　●断熱材被覆銅管
○ 弁類	○図示による。（図面に特記の無き場合の呼び圧力は、JIS又はJV 5Kとする。） ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
○ 油面制御装置	油面制御盤には、標準仕様書によるほか、（　○遠隔警報　○電磁弁制御　○　　）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
○ 保温及び消音内貼り	○還りダクト（保温の厚さ 25mm、範囲は図示による） ○外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ 25mm、範囲は図示による） ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ○冷媒管の保温外装は次による。 屋内露出箇所（　○　　） 屋外露出箇所（　○ステンレス鋼板　）

○ 換気設備

○ ダクト	○ダクト（　○コーナーボルト工法（長辺の長さが 1,500mm 以下の部分） ○アングルフランジ工法　）とする。　○　スパイラルダクト ○高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの適用範囲及び仕様は図示による。 ○厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3編2.2.2.2のダクトの板厚の項より1番手厚いものを使用する。
○ 風量測定口	取り付け位置は図示による。
○ ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
○ シールする排気ダクトの系統	○厨房系統　○浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統 ○
○ チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
○ 保温	○外気取入れ用ダクト（保温の厚さ 25mm、範囲は図示による） ○多湿箇所（保温の厚さ 50mm、範囲は図示による） ○（○厨房　○給湯室）の隠ぺい箇所の排気用ダクトの保温の仕様は、h・(イ)・IXとし、範囲は図示による。

○ 排煙設備

○ ダクト	○亜鉛鉄板　○鋼板
○ 排煙口の形式	図示による。
○ 排煙口開放及び復帰方式	○電気式（遠隔操作　○要　○不要）
○ 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書平成 20 年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 自動制御設備

○ 中央監視制御装置	○有（○新設　○既設）　○無し
○ 中央監視制御装置の構成・機能	（　／　）図による。
○ 計装用配線	使用する電線及びケーブルは原則として EM 電線又は EM ケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

● 衛生器具設備

○ 和風大便器耐火カバー	○設ける（ピット内は除く）　○設けない
○ 衛生器具	

● 給水設備

○ 配管材料	(1)量水器までの給水引込管（水道直結配管）は水道事業者の指定（ ○　　）による。 (2)地中埋設配管　○硬質塩化ビニルライニング鋼管(ＶＤ) (3)一般配管　●耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)
○ 量水器	○親メーター（貸与品）（　○直読式　○パルス式　） ○子メーター（買取り）（　○直読式　○パルス式　）
○ 量水器桝	○水道事業者指定品（　○貸与品　○買取り　）　○標準図 MC 形
● 弁類	●図示による。（図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS 又は JV 5K とする。） ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
○ 管の地中埋設深さ	埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、車両通行部分（　○600mm　○　　） その他の部分は、（　○300mm　○　　）以上とする。
○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の（　○ (a) ○ (b) ○ (c) ）による。
○ 引込納付金等	○本工事　○別途

● 排水設備

○ 配管材料	(1)屋内　汚水管　●硬質ポリ塩化ビニル管VP　○ 通気管　○硬質ポリ塩化ビニル管VP ポンプアップ管　○耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管HIVP (2)屋外　第一桝まで　○硬質ポリ塩化ビニル管VP 桝間　○硬質ポリ塩化ビニル管VP
○ 台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより 1 サイズアップとする。 台所流し等の床上露出の部分の配管は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）でもよい。 洋風便器、小便器、洗面器及び掃除流しの接続管はリサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）でもよい。
○ 満水試験継手	取り付け位置は図示による。
○ 放流納付金等	○本工事　○別途

○ 給湯設備

○ 配管材料	(1)給湯管　○銅管(H) (2)膨張管　○
○ 弁類	○図示による。（図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS 又は JV 5K とする。） ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

○ 消火設備

○ 配管材料	(1)屋内消火栓　一般配管　○配管用炭素鋼鋼管（白）　地中配管　○ (2)連結送水管　一般配管　○　地中配管　○ (3)　一般配管　○　地中配管　○
○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の（　○ (a) ○ (b) ○ (c) ）による。
○ 保温	屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5表2.3.5のe2・(ハ)・Ⅷによる。

○ 浄化槽設備

○ 型式	○ユニット型　○現場施工型
○ 仕様等	図示による。

● 撤去工事

○ 保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
○ 支持金物等	ダクト・配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
○ 石綿含有品	石綿含有分析調査　○本工事　○別途 撤去方法　○図示による　○
● 発生材の処理	●陶器類　○機器類　○ダクト　●ビニル管　○その他の金属　）の処理は（　○物品管理者に引き渡し　●構外搬出適切処理　）とする。 ○特別管理産業廃棄物（　○　　○　　）の処理は（　○別途　○構外搬出適切処理　）とする。 ○石綿含有産業廃棄物（　○配管用成形保温材　○フランジ用ガスケット　）の処理は（　○別途　○構外搬出適切処理　）とする。 ○上記以外のもの（　○　　○　　）の処理は（　○別途　○構外搬出適切処理　）とする。
○ 冷媒（フロン類）の回収	○本工事　○別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督職員に提出する。 ○フロン回収行程管理票の写し ○特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１−６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１−８−４
ＴＥＬ ０９２−８３６−９９０７　ＦＡＸ　０９２−８３６−９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	機械設備　改修　特記仕様書	A1＝－ A3＝－	M-01 日付

工事種目

1　衛生器具設備
2　給水設備（屋内）
3　給水設備（屋外）
4　排水通気設備（屋内）
5　排水通気設備（屋外）
6　給湯設備
7　ガス設備（納入業者施工）

凡例表

記号	名称	管区分		
―――― ―― ――――	給水管	屋内一般	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	ＨＩＶＰ
		ピット内	〃	ＨＩＶＰ
	給湯管			
――――――	汚水・排水管	屋内一般	塩化ビニル管	Ｖ　Ｐ
		ピット内	〃	Ｖ　Ｐ
－－－－－－－－－－－－－－	通気管	屋内一般	塩化ビニル管	Ｖ　Ｐ
	雨水管			
	ガス管			

衛生器具表

器具名	品番	数量	設置場所
洋風大便器	ＴＯＴＯ　ＣＦＳ４９８ＢＭ＃ＮＷ１　TCF５８８#NW1 YH７０２	8	１・２階男女トイレ
小便器	ＴＯＴＯ　ＵＦＳ９１０＃ＮＷ１	4	１・２階男子トイレ
掃除用流し	ＴＯＴＯ　ＳＫ２２A＃ＮＷ１　Ｔ２３ＡＥＱ20C　TK２２　ＴＮ１２８	2	１階女子トイレ ２階掃除用具入れ
マーブライトカウンター	ＴＯＴＯ　ＭＫＷＣ　１６００　ＣＰＡ１４Ｙ ＴＥＮＡ１２５Ａ　ＲＥＷ１２Ａ１　ＤＲＲＳＣＭ　Ｔ６ＰＭ１７	2	１階男女トイレ
マーブライトカウンター	ＴＯＴＯ　ＭＫＷＦＬ　１５００　ＣＰＡ１４Ｙ　ＴＥＮＡ１２５Ａ　Ｔ６ＰＡ１６	1	２階女子トイレ
マーブライトカウンター	ＴＯＴＯ　ＭＫＷＦＣ　０８００　ＢＰＡ１４Ｙ　ＴＥＮＡ１２５Ａ　Ｔ６ＰＡ１６	1	２階男子トイレ
壁掛手洗器	ＴＯＴＯ ＬＳＡ９０ＡＢＳ#ＮＷ１　　Ｔ１５６ＰＨ	1	１階多目的トイレ
化粧鏡	ＴＯＴＯ　ＹＭ４５６０Ａ　(450×600)	7	１・２階男女トイレ
ハンドドライヤー	ＴＯＴＯ　ＴＹＣ４３０ＷＪ	5	１・２階各トイレ

■特記事項

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎トイレ　改修工事	凡例・器具表（給排水設備）	－(A1) －(A3)		M-02
				日付

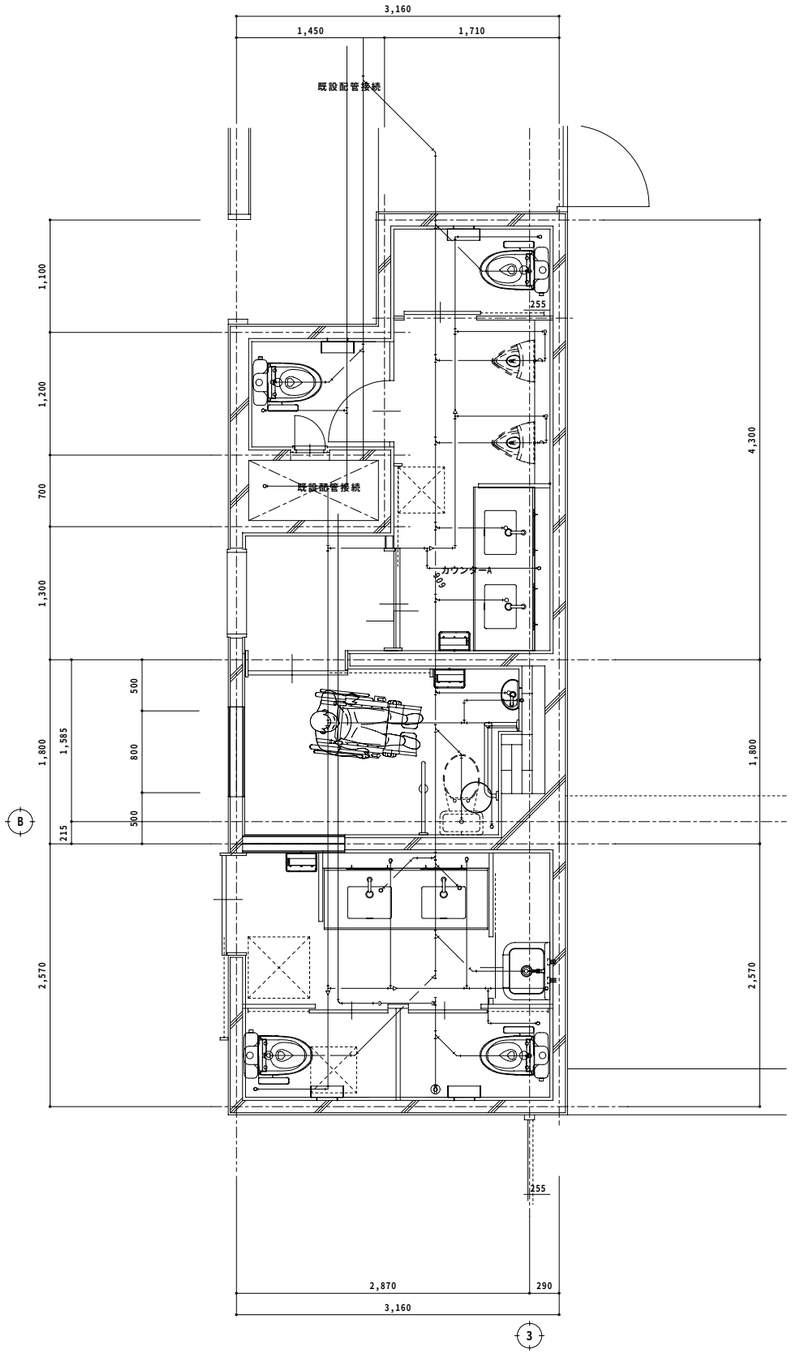

改修　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

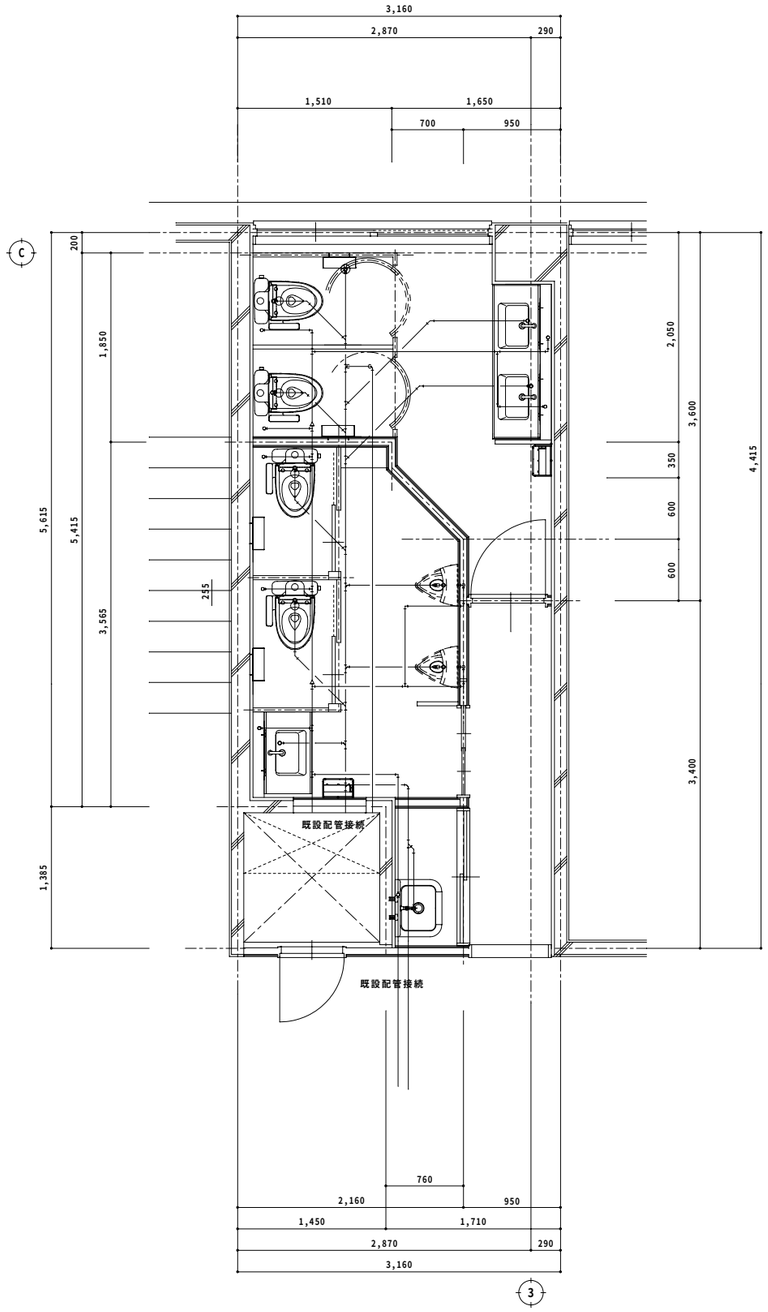

改修　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

■特記事項

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	改修　平面詳細図（給排水設備）	1/50(A1) 1/100(A3)		M-03
				日付

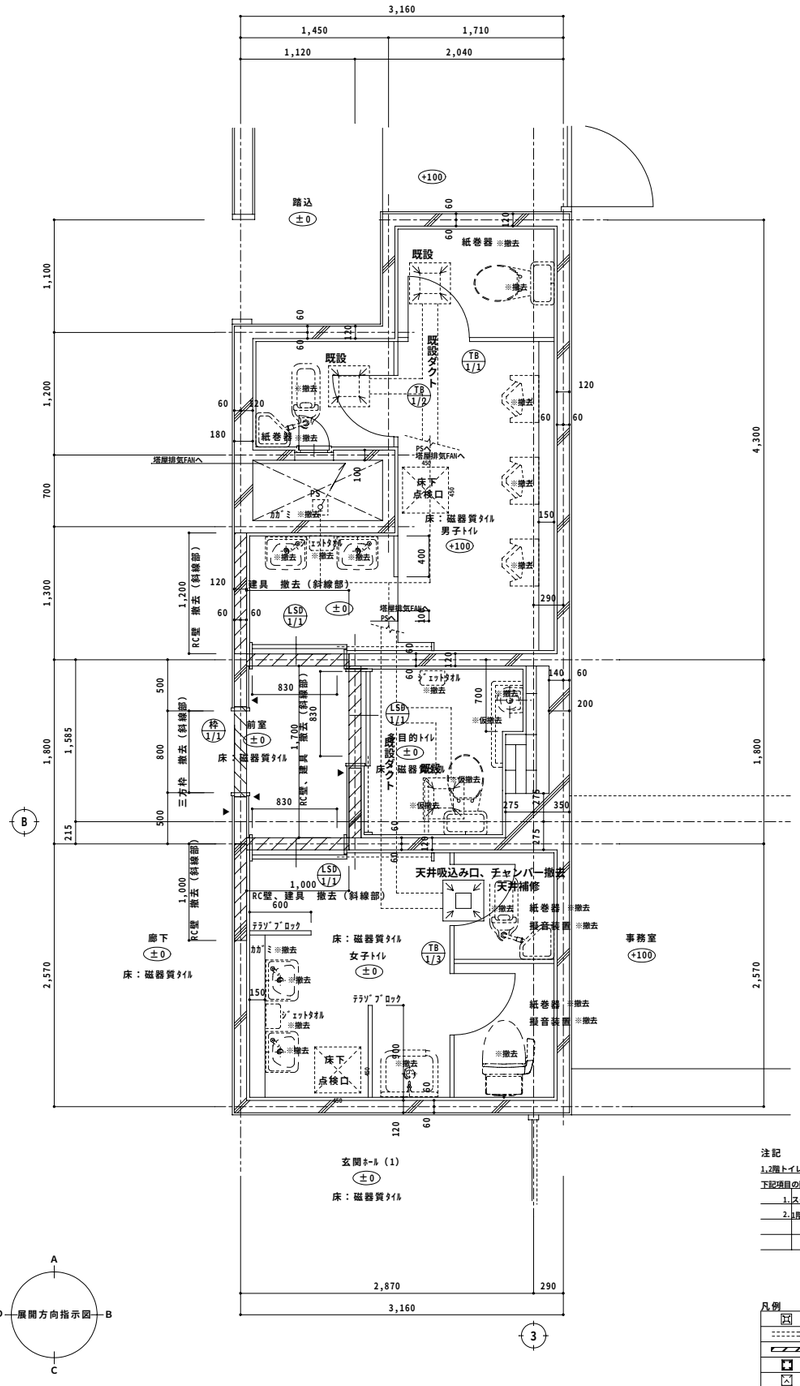

現況　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例

▼：ﾋﾟｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

注記

1.2階トイレの排気は屋上機械室の動力排気ファンによる集中換気です

下記項目の動力換気システムの修繕、変更を行うものとする

1. スイッチの動作不良の調査、修善を行うものとする

2. 1階、2階トイレ壁変更、便器位置変更による換気口の撤去新設を行う

凡例

	吸込み口既設　金属製パネル 250×250　(チャンバー400角×400)
	排気ダクト既存　金属製角型ダクト180×230~250×300
	排気ダクト新設　金属製スパイラルダクト（150Φ、200Φ）明記
	吸込み口新設 340×340　接続径150Φ
	排気分岐ダクト　　鋼板製

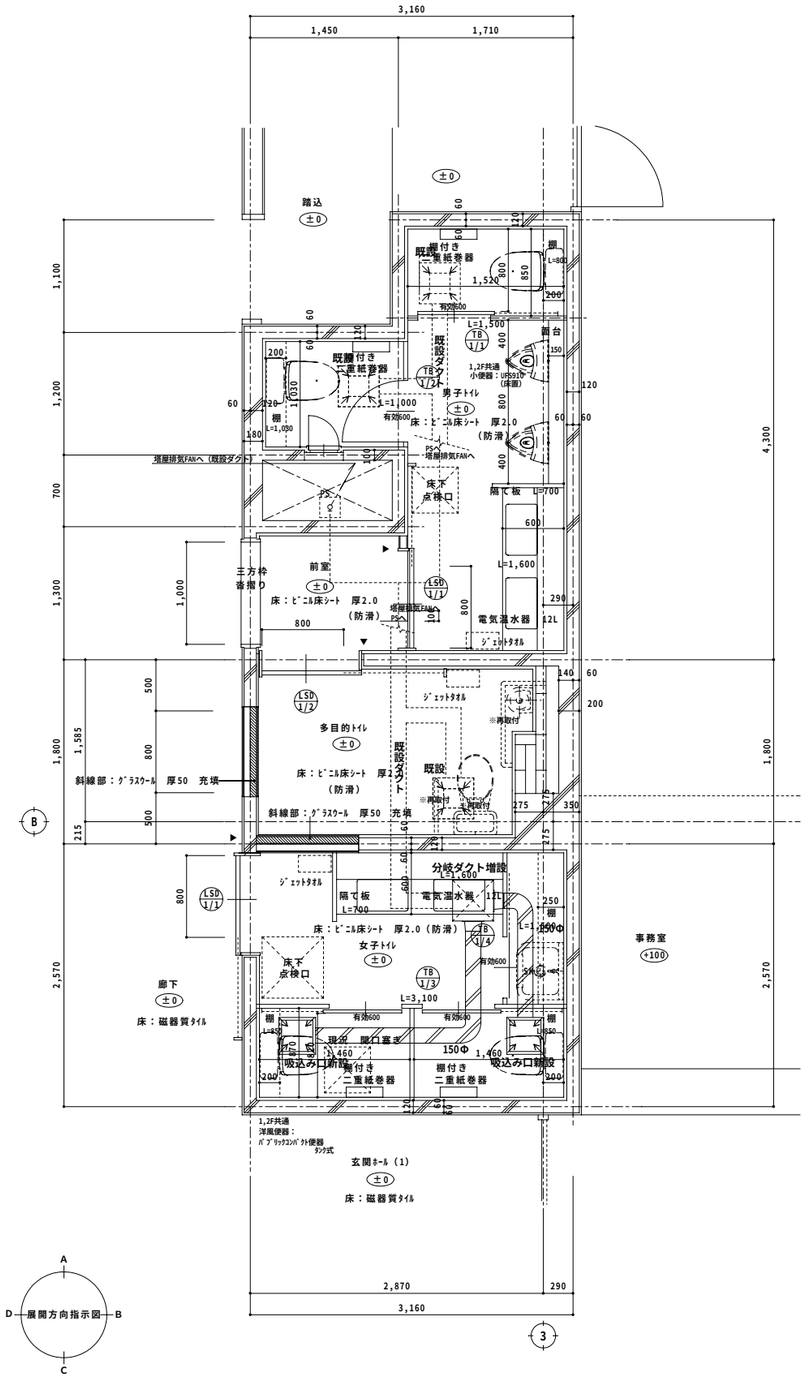

改修　１階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例

▼：ﾋﾟｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

■特記事項

※工事に際しては現況を解体撤去後、再度測量を行ない、施工図作成の上、監督員承認後工事を行う事。

※紙巻機器、手摺等が取り付く内壁、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ壁は補強下地を入れる事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７ ＦＡＸ ０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修　１階　平面詳細図（換気設備工事）	1/30(A1) 1/60(A3)	M-04
			日付

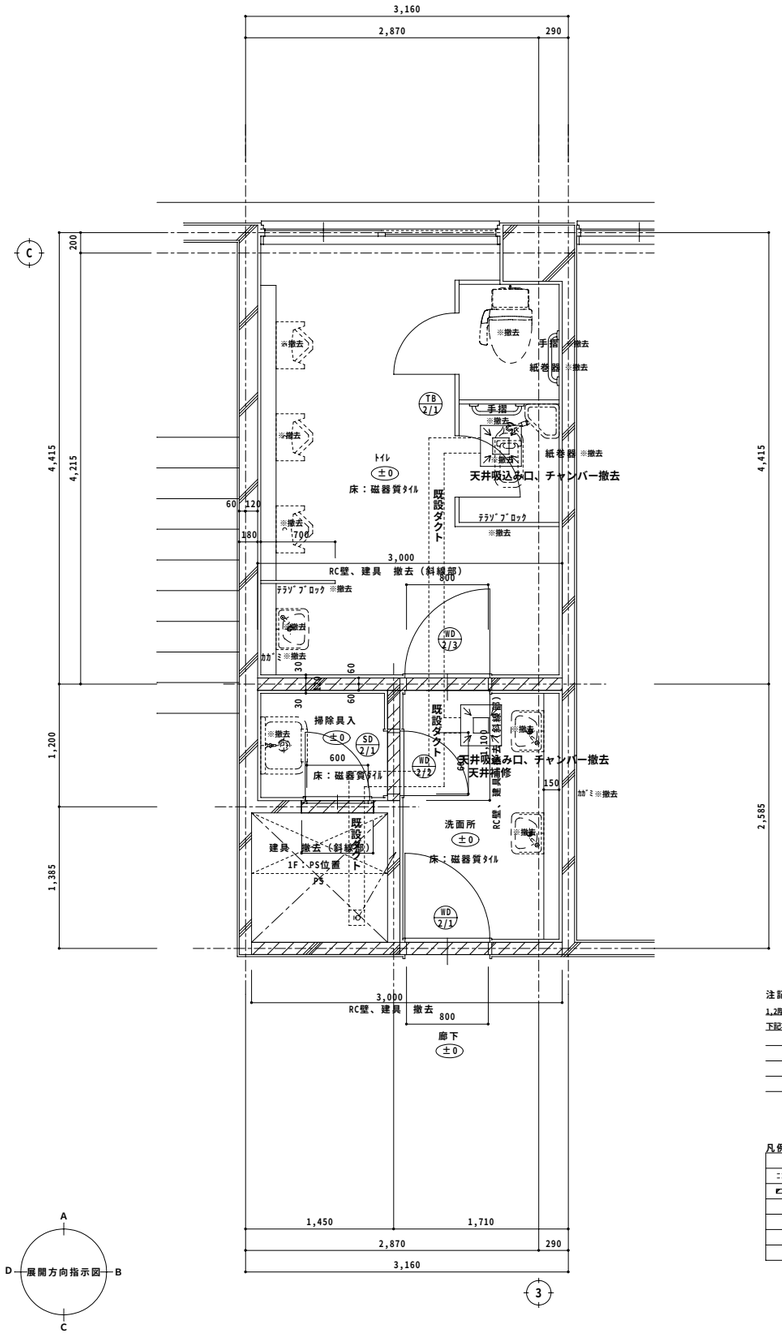

現況　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

注記

1,2階トイレの換気は屋上機械室の動力排気ファンによる集中換気です

下記項目の動力換気システムの修繕、変更を行うものとする

1. スイッチの動作不良の調査、修善を行うものとする

2. 1階、2階トイレ壁変更、便器位置変更による換気口の撤去新設を行う

凡例

	換込み口既設　金属製パネル 250×250　(チャンバー400角×400)
	換気ダクト既存　金属製角型ダクト180×230～250×300
	排気ダクト新設　金属製スパイラルダクト（150φ、200φ）明記
	換込み口新設 340×340　接続径150φ
	排気分岐ダクト　　鋼板製

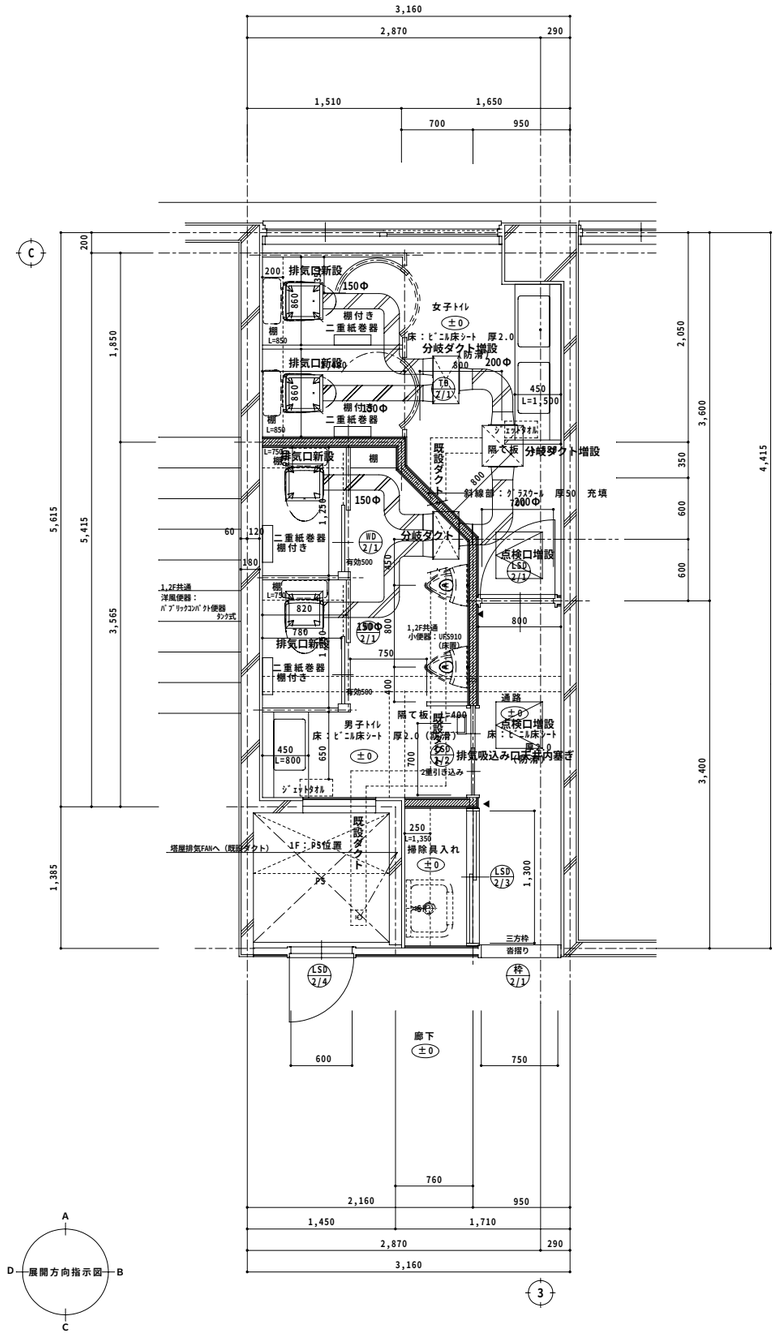

改修　２階　ﾄｲﾚ廻り　平面詳細図　S=1:50

凡例

▼：ﾋﾟｸﾄ　150×150　ｱｸﾘﾙ板　厚5

■特記事項

※工事に際しては現況を解体撤去後、再度測量を行ない、施工図作成の上、監督員承認後工事を行う事。

※紙巻機器、手摺等が取り付く内壁、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ壁は補強下地を入れる事。

株式会社田設計一級建築士事務所
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第１－６０８７５号
〒814-0104 福岡市城南区別府１－８－４
ＴＥＬ ０９２－８３６－９９０７　ＦＡＸ　０９２－８３６－９９０８
一級建築士　第１６５０４１号　石川泰智

設計名称	図面名称	縮尺		図面番号
鹿児島運輸支局　庁舎ﾄｲﾚ　改修工事	現況、改修　２階　平面詳細図（換気設備工事）	1/30(A1) 1/60(A3)		M-05
				日付